

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターはこれで2回目になりますが、頑張ってまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、昨年まで7年間ほど東小学校の学校評議員の委嘱を受けていました。年間約3回程度の評議員会が開催され、学校運営の報告がされたり授業の参観をしてみたりしました。その運営は、垂井町の方針にのっとり、各学校において特色のあるものが運営されていました。先生たちは夜遅くまで残り、すごく頑張っている姿が見られました。

しかし、1つだけ気になった点があります。昔は一日も休まなかった人に皆勤賞が表彰されたり精勤賞が表彰されていたために、学校は休まないものだとの意識がありました。現在は全員が登校する全員登校日がほとんどないとのことをお聞きして、非常に驚いております。親の意識、社会の意識も変化していると感じる次第です。

そして、昨年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が一般職から特別職となり、議会の同意が必要となりました。今回の質問は、そうした学校教育関係を中心として質問いたします。

第1点目は、現状の学校教育についての問題点についてであります。

私は学校評議員として評議員会に出席して、多くの意見を述べてまいりましたが、教育界の壁を感じる次第です。いつもきちっと文章は整理されて報告されますが、中身の議論は消化不良を感じていました。

私は、その中で2つのテーマを持って会議に臨んでいました。1つはいじめに関すること、もう1つは少人数学級のことです。

いじめは、小学校ぐらいから芽が出て、中学校ぐらいに大きな問題になるように思います。

その小学校のときの最も大切なことは、不登校にならないことです。冒頭にも述べましたが、全員登校日が少ない現状でスクールアドバイザーの役割は非常に大きいと思います。

そこで第1点目の質問は、教育委員会は全員登校日をどの程度把握されているのでしょうか。この1カ月間で、小学校でも中学校でも何日かありましたでしょうか。不登校に対してどのように対策を立てているのかもお願いします。

次に、スクールアドバイザーの活動について質問します。

垂井町スクールアドバイザー設置に関する要綱の第1条には、この要綱は、不登校児童・生徒及び保護者の来所相談並びに教育相談相当教諭等への指導・助言を行うと書いてあります。私の聞いているところでは、不登校児童・生徒へのアドバイスは非常に少ないか、ないとのことですが、現状はどのようになっているのでしょうか。昨年1年間で生徒への指導、保護者からの相談、教諭への助言等について、何件ぐらいの相談があったのでしょうか。そして、スクールアドバイザーの効果についてどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

次の質問は、少人数学級の今後の対応についてお聞きします。

学級の人数は県の教育委員会が決めるものだと思いますが、岐阜県は全国の比較でも40人学級のままであり、余り改革は進んでいないように思われます。国際比較を見ても、アメリカ、イギリスなどに比べて日本は40人が上限であり、おくらしている感じであります。

そこで、今後は少人数学級に向けてどのような動きがあるのか、お願いします。東小学校では、70人を超えると1、2年生のみ3学級に分けたときがありました。そのときのクラスはほかに比較して非常に活発であり、元気に見えました。

第2点目の質問は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正されたことについて質問いたします。

今回の法の改正は、町長が議会の同意を得て教育長を任命するということであり、議会としても教育行政についてはチェックする義務があると思われます。そして、教育長の権限は特別職となり大きくなったこと、及び教育界のみでなく行政部局としての役割ができたと思われます。すなわち、開かれた教育行政になるであろうと期待して質問するものであります。

まず1つ目の質問は、前回の9月議会において現教育長を再任決議したばかりであります、新しい法が改正された後の再任であり、やはり今後の教育行政をどのように進めていかれるのかを含めて所信表明を述べていただくのが普通ではないでしょうか。

次に、2つ目の質問は法第4条の任命の件であります。

教育長の任命においての条文は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者と規定されていますが、町長はどのように理解されているのでしょうか。私は、当該地方公共団体とは垂井町であり、被選挙権を有する者とは町長選挙に出られる資格を有する者であり、全国どこからでも出ていただくことが可能であると解釈しておりますが、できれば垂井町民から選任するのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。今回の解釈は、教育長だから教育団体から選出しなくても、大きな意味で知識のある方を選択する意味が含まれているのではないのでしょうか。

次に3つ目の質問は、法第1の3、教育に関する大綱の策定についてであります。

条文によると、地方公共団体の長は地域の実情に応じた総合的な施策の大綱を定める、そして大綱ができたなら遅滞なく公表しなければならないとあります。大綱はいつできて、どのように公表するのかお尋ねします。できればホームページで公開するとよいと思います。

次に4つ目の質問は、法第1条の4、総合教育会議についてであります。

条文によると、総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会で構成されているようですが、現在までの状況はどのように進めているのでありましょうか。この会議は公開が原則であり、会議の議事録を作成して公表しなければならないとあります。議事録の全てを議会にも公表し、一般にはホームページ等に公表してはどうでしょうか。

3点目の質問は、中学生のカナダ、カルガリー市派遣事業についてであります。

カナダ、カルガリー市への派遣事業は、20年前に、垂井町に住まわれている中村先生とカルガリーの教育委員会に関係のあったゴーンさんとの個人的なおつき合いから広がったものであります。当時議員は20人であり、2年かけて議員10人ずつが分かれて、カルガリー市の教育委員会と垂井町の姉妹都市的關係を築くために訪問したものであります。1年目は垂井町の宣伝を含めて友好關係の申し入れに行き、2年目に盟約書にサインをしてスタートしたものであります。その後、毎年中学生が十数名カルガリー市へのホームステイを経験されて、カルガリー市からは英語教師を派遣することでお互いのメリットがあり、現在までに来ていると思われま

す。ことしに入って、カルガリー市からの英語教師の方の給料が2倍になったから断念し、日本に滞在の方をお願いしたとの流れであると聞いています。

1つ目の質問は、今後はこの派遣事業について町長はどのように進めていかれるのかをお尋ねいたします。

先日、中村先生にお会いしてお話を伺ったのですが、非常に心配されておりました。同じようなことを毎年繰り返したのでは、マンネリ化して、ホームステイだけでは垂井町のみにメリットがあり、カルガリー市には何のメリットもないとお断りに来るのではないかと心配であります。

そこで2つ目の質問は、今後の対策も含めて対策委員会を持って、一度公式に町長も議会も挨拶に行くべきと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

垂井町予算主要事業を見ていると、これまでの交流を深めるため座談会を開催と記されていますが、いつごろどのような形で行われるのでしょうか。3つ目の質問は、この座談会の日程と内容について質問します。

この事業、中学生の間に海外を経験し、まさに異文化への理解を深め、語学力と国際感覚を養うことであり、非常に重要な期待されている事業だと思います。消えてなくならないように願うものとして質問するものであります。よろしくお尋ねいたします。

質問を終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

後藤議員からは教育委員会行政にかかわる問題でございますが、なかなか教育長そのものに答えるのが難しい部分、あるいは私どもが思うところもございますので、大きく3つあったうちの2番目の地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の所信表明にかかわる部分、それから任命にかかわる部分について、それから3点目のカルガリー市への派遣事業の今後の進め方、あるいは一度公式に挨拶に行つてはどうかという部分について、お答えをさせていただきたいと思つています。

まず、教育長の再任における所信表明でございますが、今議員がおっしゃいましたように、この法律の一部改正によりまして教育長の立場が従前の教育委員長、教育長という立場を全て包含する形で教育長という立場になり、議会の同意を得る同意人事ということになったものでございます。したがつて、同意人事ということは、その事前において議会に十分その人柄等をお知らせをし、チェックをしていただく場があるということでございます。したがつて、法によりまして、このことにおいてあえて所信表明をする必要はないのではないかと私は思つております。

このことは副町長も同意人事でござつて、違うのは私ども、私は町長として選挙を受け皆様の負託を受け、所信を述べる場がございます。4年に一度、最初のときに所信表明としてその町政に対する思いというものを述べる場合がございますが、今の副町長あるいは教育長におきましては議会の同意を得てするというところにおいて、その人柄あるいは職歴等については事前に十分に皆様方にお知らせする機会があるということでございます。あえていえば、こういった一般質問において、その考えるところを問うというような形でその思つておるところを確かめられるというのも一つの方法かと思つておりますが、あえてこちらから所信表明をする必要はないのではないかと私は考へております。

2点目の任命に関することでございます。

議員おっしゃいましたように、町長の被選挙権を有する者ということは、公職選挙法第10条の規定によりまして年齢25歳以上の者というだけで、住所要件は付されておられません。県会議員でありますとか市町村議会議員というのはそこに住む者という形で住所要件がついておるわけでございますけれども、知事とかあるいは町長、市長については住所要件等は含まれておりません。したがつて、その解釈でいえば、教育長においてもその住所要件は当てはまらないということで、どこから選んでもよいということになります。

このことについて、議員はそのこともよしとするが、できれば垂井町内の人を選んだらどうかという思いで御質問かというふうに思つておりますが、このことは現渡辺教育長を推薦するときに皆様からいただいた御意見でもございますが、私の教育長に対する思いといたしまして、やはり教育全般に造詣の深い人、そしてもう1つ、教育人事にある部分精通した人を期待しており

ます。このことは、教職員が岐阜県内全般を動く中で、やはりすぐれた人材をいかに確保するかということが子供たちの教育に大きな影響を及ぼすものというふうに思っております。単に教育内容だけではなく、そういった教育人事面においても力を持つ者が、やはり広い目を見たときに垂井町の教育の伸展に役立つ、振興に役立つという思いでございます。したがって、できましたら私も垂井町におられる方、地域の内容をよく知った方が望ましいとは思いますが、現状においてはやはり渡辺教育長が再任とお願いに同意を得たところでございます。

今後ともそういった広い視野をもって、人格の公正さ、あるいは教育行政に識見を有する人の中から適任者を選び、推薦をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目のカナダ、カルガリーの派遣事業についてでございます。

中学生のカナダ、カルガリー派遣事業は平成2年度、実質的には3年ですけれども、2年度から派遣を開始しておりまして、今年度で26回目の派遣を迎えることになります。これまで約400名の生徒を派遣し、カルガリー市との交流で国際感覚を養い、相互理解と友好の輪を広げてきたと思っております。

しかし、先ほど御指摘がございましたように、相手方の事情等によりまして、今年度は英語指導助手が招致できないということになりました。さまざまな経済的要因等もあると思っておりますが、そのことによってこの交流事業が中止してしまう、なくなってしまうということは避けなければならないと考えておるところでございます。

以前には、カルガリー市からの派遣団を受け入れたり、またあるいはカルガリー市教育委員会の一行を受け入れたりというようなこともございました。また、平成25年度にはカルガリー市から高校生の派遣の受け入れ要望がございましたけれども、急遽中止になりまして、これは予算化もしたんですけれども中止になってしまっていて、非常に残念な思いをしたところでございます。

ところで訪問についてであります。実は平成25年10月20日から26日にかけて、当時の議員、お亡くなりになられましたけれども、衣斐弘修議員の発案によりまして、議会議員有志と私、それから教育長でカルガリーに行つてこようということで実際に訪問しております。そのときの質問が、平成25年12月議会でその成果あるいは今後の方向性、意義ということについて質問がございました。今回議員が質問されておることが載っておりますので、ぜひまたその内容を確認していただきたいと思っておりますが、最終的にその方向性というか、今後について述べておるところは、復唱になりますけれども、次代を担う青少年が広い視野を持ってその見聞を広め、国際感覚を身につけるために貴重な体験ができるこの派遣交流事業を今後も継続して実施していきたいと思っておりますというふうに答えております。

まさに子供たちにとって有効な事業であると私も認識しておりまして、今回ALTが派遣できなくなったということはございますけれども、このことによってこの事業が中断するのではなく、このときにも、平成25年の12月議会でも述べておりますけれども、カルガリーから向こ

うの事情によりまして中学生が海外に出るということは非常に難しい状況にあるということもお伺いしました。したがって、高校生なら可能であるということでもありますので、高校生等の受け入れ等をこれからも進めていきたいと思っておりますし、また行く行くは市民あるいは町民レベルでのカルガリー市との交流ができるような形で、相互交流というかメリットがあるようなものにしていければいいなあということもこの答弁の中で述べているところでございます。したがって、さまざまな課題等はあるかというふうに思いますが、何としましてもこの事業は続けていきたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

なお、正式に挨拶にということでございますが、今言いましたように25年には、有志ではありますけれども、私どもは町を代表して行ったつもりでございます。そういった思いで向こうの教育委員会と交渉もしておりますし、そのときに賃金体系の話等具体的な話も出たところで、それを昨年度予算化してことし上げた、27年度に上げたということになっておりますけれども、それでもやはり向こうとしては募集に至らなかったというような状況で断念せざるを得なかったということでございます。

正式にということが必要かどうかということはこれからの議論になりますけれども、私は今議員の皆さん13人おられますけれども、この25年のときに行かれた議員が現在3名お残りでございますが、10名の方はカルガリーの実態を御存じないということでございますので、ぜひ議会としても一度検討されて、議会と協議する必要がございますけれども、そういった正式派遣団をつくって向こうと交渉する、あるいは現地の様子を見てくるということが必要ではないかなあというふうに思います。そのときは私もぜひ帯同させていただき、町の思いというものを改めて伝えたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

残りの細部につきましては、教育関係のほうから答弁させていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 後藤議員の第1点目の現状の学校教育の問題点につきまして、お答えをさせていただきます。

最初に、全員登校日の把握についてでございますが、垂井町の児童・生徒の出席につきましては、その状況を毎日各学校の管理者からメールなどで報告があります。そこには欠席した児童・生徒の氏名、欠席理由、不登校傾向の有無について記入するようにしてあり、その情報をもとにスクールアドバイザーや指導員などと連携して学校に対して指導や支援を行っております。

次に、スクールアドバイザーにつきましては、児童・生徒や保護者へのカウンセリング、家庭訪問による支援など、平成26年度は230件の対応をし、不登校など悩みを持つ児童・生徒やその保護者への支援を行っております。さらに、不登校への対応で悩む教師の支援やケース会議、研修会での指導など、不登校の解消に向けた学校の指導や支援を行っております。

不登校の原因や背景はさまざまであり、大幅な数の減少には至っておりませんが、登校でき

なくなったときや登校を渋ったとき、垂井町にはスクールアドバイザーがいて、いつでも気軽に相談できるということが周知され、先ほど述べましたように非常にたくさんの相談が寄せられております。また、学校への巡回訪問では、悩みを抱える児童・生徒が昼休みの相談日を楽しみに待っている姿も見られます。

こうしたスクールアドバイザーを中核とした不登校への対策でございますが、不登校児童・生徒数の大幅な減少という成果には至っておりません。その大きな要因は、不登校が長期化し、自宅に引きこもりになってしまった子供が学校での集団生活に復帰するには、かなりの時間ときめ細かなケアが必要であるということです。教育委員会としましては、そういった子供たちの学校復帰を進めるために適応指導教室の設置を検討しているところでございます。

次に、少人数学級への今後の対応でございますが、不登校の原因や背景がさまざまなように、児童・生徒はさまざまな課題や悩みを抱えており、さらに保護者の価値観も多様化し、教師はさまざまな対応に追われているのが現状でございます。その解決の方法として、1学級の児童・生徒数を減らす少人数学級の対応がありますが、議員御指摘のとおり、岐阜県では平成17年度から小学1年生に導入し、平成18年度からは小学2年生、平成23年度からは中学1年生、平成25年度からは小学3年生と、少しずつ拡充してまいりました。

垂井町としましては、平成27年度に、35人学級から40人学級にかわる小学4年生で著しく学級の児童数が増加する宮代小学校、表佐小学校については、町費にて教育支援講師を配置し、国語、算数、理科、社会の授業において1学級を2つのグループに分ける少人数指導を実施し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るようにしてきました。

平成26年度の岐阜県学習状況調査では、町内の小学生の85.7%が学校は楽しいと答え、92.4%が先生はわかるまで教えてくれると答えております。

今後も児童・生徒一人一人に、きめ細かな指導により確かな学力が身につくように生きる力を育成してまいりたいと考えております。

続いて、第2点目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてのうち、教育に関する大綱についてと総合教育会議についての御質問にお答えをいたします。

大綱の策定につきましては、総合教育会議で御協議いただき、既存の計画である第5次総合計画、垂井町教育ビジョンを基本として策定することとなりました。現在、その素案を事務局で策定しているところでございますが、本年度中に総合教育会議で素案についての御協議をいただき、策定してまいりたいと考えております。大綱が策定されましたら、議員御提案のとおりホームページでの公表がよいものと考えております。

次に、総合教育会議についてでございますが、この会議は町長が設置し、町長及び教育委員会により構成されているものでございます。垂井町では7月1日に総合教育会議を開催し、垂井町総合教育会議運営要綱について及び教育等の振興に関する施策の大綱について御協議をいただきました。この会議の議事録は、運営要綱では、町長は会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとなっております。7月の会議終了後、事務局において議

事録を作成し、現在一般の方に閲覧可能な状態となっておりますが、今後ホームページでの公表にも努めてまいりたいと考えております。

続いて、第3点目の中学生のカナダ、カルガリー市派遣事業のうち座談会の開催についてお答えをいたします。

この座談会につきましては、過去25回にわたる当事業で派遣された方にお集まりいただき、過去の派遣者がこの事業で得たことを町を含めた社会に対してどう還元できたか、この事業がもっとこうあったらよいといった御意見をいただきたいと思いますと考えております。過去25回にわたるこの事業の成果と課題を集約することを目的として、この12月末に町文化会館にて実施していく予定でございますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございます。

最初に、町長から教育長の所信表明の件、それから任命の件についてのるる説明がございました。既に議会は任命について同意したものでありますが、やはり垂井町教育ビジョンというのがあるんですが、ここに教育方針とか策定目的等書かれているんですけども、これから教育長は総合職となって教育機関を進めていかれるわけなんですけれども、やはり最初に一言、9月の議会でもよかったんですが、意気込み等を聞きたかったですね。町長がそう決めているのであれば、それで仕方ないことだと思います。

もう1点の垂井町民からの意見、非常に多く、何で教育長はほかからばっかりなんやとか、町長は副町長を選ぶときも一時県庁の中から選ばれたことがございますが、垂井町民にはそれだけの実力を持った者がいないのかというのをよく耳にします。それで、今回は総合職になって、むしろ教育界というよりも総合的な人材を求めているのでないかなあと、むしろ経営者でもいいんじゃないかと思うぐらいのものだと感じましたが、そのあたりの意見が少し町長と合わないところがありますので、行政とマッチしているのかどうかというふうな意味で、もう少し答えていただければありがたいと思います。

それから、カルガリーについては町長の熱意をお伺いしたわけなんですけど、これから取り組んでいかれるという話ですので、私たち議員もやはりそうした交流事業、これからの中学生の将来に向けての教育の場として、議会としても進めていくべきだと思います。

それから1つだけちょっと、25年度に有志で行かれたという訪問の件ですが、これは公式に予算を決めたり、そういう公式に行ったのかどうかだけちょっとお伺いします。

それから、1点目に現状の学校教育の問題について質問させていただきました。説明ではだ一と説明した感じで、私が思っている質問の内容とちょっと食い違っているところがございます。

やはり、全員登校日というものが不登校者を増長させているような気がしてしやないんです

が、そういった社会風刺みたいなもの、休んでもいいんだ、きょうはピクニックに行くから子供連れていこうとかいう社会になってきているような気がしてならないんですが、私が質問したのは全員が登校しているのはどれぐらいあるのかと聞いているんですが、それについてはまだお答えにはならないんですけど、把握しているんですかね。まず、そこらあたりがどうかということが非常に大切なことだと自分では思っているわけです。

この人は長期ずうっと休んでいるという、引きこもりで休んでいる、それもたくさんいると思う。だから、全員登校日に全員登校してくるとするのは本当にめでたいというふうなことを思ってもいいんじゃないかと。だから、そういった日にちを把握するのは非常に重要なことだと私は思うわけです。

そこに不登校者が出てくるのは、スクールアドバイザーとして条例にも決めております。相談が年間230件ほどのことですが、1人がずうっと小学校なり中学校まで回っているんですかね。もう1人足らんで弱っているという答えが出るのかなあと思ったんですが、アドバイザーの人の増員とかそういうものは考えておらないわけですか。230件、1人で相談を消化しようと思うと非常に大変な業務になると思うんですが、その効果・評価はどうかというのを質問していますので、もう1点ここらあたりを詳しく再度質問いたします。

以上で、あとは大綱についても総合教育会議についても、これから進めていくということでございますので、了といたします。2つの再質問をよろしくお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の任命に関してでございますが、以前の県職員からの副町長のことまで話が及びましたけれども、決して私自身が町民に人がいないと思っているわけではなくて、特に副町長を県職員から選んだことにおきましては、県とのパイプという部分におきましては非常に有効であったと思っております。今でもその職員とのつながりの中でさまざまな情報が入ってまいりますし、県とのパイプも十分つながっておるような状況でございます。ですから、そういった場において必要な判断をしておるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

また、教育長が経営者でもいいんじゃないかというような御意見でございました。どちらかというと、そういった部分を今まで担ってきたのは教育委員長の立場ではなかったかというふうに思います。今回、教育委員長と教育長があわさった形で教育長が総合的な執行をするわけでございますけれども、といてじゃあ全て教育委員長の条件という形になりますと、やはり学校経営の指導でありますとか教育の細部にわたって、経営者の方が本当に一般、学校教育に全くかかわっていない方がどこまでわかるのかという不安もございます。やはり、最終的には子供たちが健やかに育つ環境をどうつくっていくかということでございますし、その先生をどう連れてくるか。恐らく今の状況でいきますと、一般の経営者の方が教育長になられても県の教育人事に口を挟むことは恐らくできないと思っております。しかし、そこにかかわった者であれば

ある程度こちらの思いというものは伝えることができますし、その過程というのもしっかり理解しておるものと思います。

そういった部分で、私は最適と思う人物を皆様に推薦し、同意を得たというふうに思っておりますので、その考えは変わることはございません。これからもそういった部分で適任者を選んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

なお、カルガリーの25年度の訪問は全く自費でございます。公費は使っておるわけではございませんが、先ほど言いましたけれども、気持ちとしては私は町を代表して行ったつもりでありますし、向こうでもそういった思いでスピーチをして、向こうの事務局とも話をしてまいりました。そういった情報をまた議会に報告し、先ほど言いましたけれども、給料の問題等がありますので予算等にも反映をさせたというところでございます。そういう思いで御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） 後藤議員の再質問について、お答えさせていただきます。

1つは全員が学校へ登校する日数についてでございますが、議員御指摘のように全員が学校にそろってくるというのは大変喜ばしいことでございます。町内9校のうち一番たくさん全員がそろった日にち、昨年度でいきますとおおよそ60日でございます。それで、全員がそろったときには校長から学校に昼の放送等で、きょうは全員がそろいましたと、本当にうれしいことです。健康等も含めて皆さん過ごして、またあしたも来ましょうというような放送をかけている次第です。また、それぞれの学校では、きょうも学校へ来てよかった、あしたも学校へ来るよというような学校経営をしてもらうように進めているところでございます。

2つ目の町単のスクールアドバイザーの件でございますが、御指摘のように人員が充足しているかと言われると十分とは言えないですが、今おりますスクールアドバイザーが精いっぱい、大体1人につきまして1時間をめどにして面談を行ってきております。今後、その増員につきましては十分検討しまして進めていきたいと思っております。

なお、2年前からでございますが、特別支援教育の指導員を配置しております。これは特別教育に堪能な指導員でございますが、この指導員も含めて保護者の相談等に当たっている現状でございますので、御理解いただければありがたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点でございますけれども、土・日の入学式・卒業式についてでございます。

小学校及び中学校の入学式・卒業式につきましては、子供たちは親と一緒にこの日を迎えて

います。また、親として子供の成長した姿はひとしお感慨深いことと感じております。

垂井町では、ことしの小学校の入学式は4月6日、卒業式は3月25日、中学校においては入学式は4月6日、卒業式は3月6日と平日に行われておりますけれども、最近では働く御両親も多く、平日となりますと仕事を休まなければならない、またパート勤めのお母さんが入学式・卒業式も休まなければならないということがございます。

入学式・卒業式といった儀式的な行事をどのように実施するかは、学校長が児童・生徒への教育的な視点や保護者及び地域の理解や協力が得られるといった観点から、総合的に決定することができると思います。小学校の入学式及び卒業式の日程については、平日に行う理由はあるのでしょうか。垂井町立小・中学校の管理規則を改正しながら、校長会及び教育委員会で決定することが可能であると思います。学校の都合ばかりではなく、保護者の立場にも立って考えてみることも必要ではないでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

また、小学校の運動会は休日に開催され、父親の姿も多く見られるこのごろでございます。入学式・卒業式も休日であれば両親の姿も多く見られるのではないのでしょうか。小・中学校の入学式・卒業式は平日から土・日といった休日に変更できないものかを、校長会やあるいは教育委員会において実施に向けて日程の調整をしていただけないものかをお伺いしたいと思います。

続いて、2点目でございます。

子供の自転車の保険加入促進策についてでございます。

岐阜県下において、小・中学生の自転車の利用者が歩行者と衝突し、けがを負わせるといった事故がここ数年で多発していると聞き及んでおります。兵庫県では、自転車に乗っていた小学生がお年寄りをはねて重い後遺症を負わせたという小学生の保護者に数千万円の賠償を命じるといった事例も報告されております。垂井町においても、少なからず小・中学生の自転車での衝突事故などが発生していると聞いております。

自転車事故は、子供でも加害者になることもあり得るということでございます。いつ高額な損害賠償が生じる事故が発生するかわかりません。自転車の保険加入が利用者に委ねられているのが現状でございます。

現在、垂井町の各小・中学校では自転車の交通安全教室が開催されておりますけれども、しっかりとした自転車を運転するに当たっての注意点を身につけさせることは大変重要であると考えます。各家庭においても同様であると思います。

子供の自転車事故からの被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減だけではなく、自動車と同様、交通事故の危険を伴うものとの認識を高め、より安全な運転を促すことを目的として、自転車利用者、特に小・中学生の保険加入の義務化を図ることなど抜本的な加入促進策が必要であると考えますけれども、小・中学生の自転車利用者の加入促進の必要性と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

続いて、3点目でございます。

公共施設におけますLEDの照明の設置についてでございます。

現在、本町の公共施設においては一般の照明用の白熱電球を設置し、使用しておりますけれども、我が国においては節電や温暖化対策のために電球の取りかえに積極的な自治体も出てきております。

LEDの電球は今のところはまだ高値でありまして、厳しい財政状況ではありますけれども、公共施設、特に小・中学校において計画的に順次取りかえをして、児童・生徒に対して明るい教室で勉強してもらいたいと考えます。長寿命で消費電力の少ないLED照明の設置は必要なことと考えます。

今年度、街路灯のLED仕様の新設、また既存の街路灯のLED仕様の修繕が社会資本整備総合交付金事業を活用して実施をされておりますけれども、今後公共施設でのLED化、特に小・中学校での教室のLED照明についてはどのようにお考えになるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点を質問させていただきますけれども、前向きで積極的な御答弁を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、第1点目の土・日の入学式・卒業式についてでございますが、入学式・卒業式は子育ての節目であり、子供の成長を願い、惜しめない愛情を注いできた保護者にとっては大切な日であり、この日の感動を子供と共有し、ともに喜び、夢や希望を語り合うことは、保護者のみならず子供のその後のさらなる成長につながるものと考えております。こうしたことから、教育委員会としてもより多くの保護者の参加のもと、入学式・卒業式を行いたいと考えております。

議員御指摘のとおり、保護者の中には土・日のほうが参加しやすい方もお見えですが、また土・日に勤務されている方もお見えです。また、卒業式はその後の進学がかかわり、土・日に合わせる事が難しいからでございます。

卒業式が終わると、中学生の多くは公立高校の入試に向かいます。学校では入試事務、進学事務、指導の引き継ぎ事務等、卒業生にかかわってさまざまな業務がございます。年度がかわってからは子供を迎え入れるための準備があります。小1プロブレム、中1ギャップが大きな問題となっている今、幼稚園から小学校、小学校から中学校への引き継ぎは確実に行わなければなりません。こうしたことから、土・日に合わせて日をおくらせることができませんし、逆に早めるということは授業時間数の確保の問題がかかわってまいります。このような点から、入学式・卒業式は、児童・生徒の進学やその後の学校生活へのスムーズな移行を最優先に考えて実施しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続いて、第2点目の子供の自転車の保険加入促進策についてでございますが、学校における

安全教育の中で近年課題となっているのが、子供を交通事故の加害者にさせないことでもあります。この点について、自転車のドライバーとしての事故防止の指導は大変重要なことでもあります。

議員も御承知のように、学校では自転車安全教室を行い、その中で交通事故の被害者にも加害者にもならない安全な運転の指導を実施し、長期休業日の事前指導など、折を見て繰り返し指導をしております。

保護者についても、学校から道路交通法の改正により自転車運転の違反の厳罰化の情報を伝えるとともに、子供の安全な自転車の運転について指導するよう依頼をしております。また、自転車の安全点検についても実施していただくよう依頼し、教育委員会からも点検が終わったことを示すシールを配付し、保護者にも自転車は車両という意識を高めようとしております。

子供が事故の加害者になったときの備えについては、入学時や5月のPTA総会等で加入促進を進めておりますけれども、子供により自転車の使用状況が違うこともあり、保護者の判断で行っていただくことが望ましいと考えております。

教育委員会としましては、今後も家庭・地域とも協力しながら、子供を交通事故の被害者にも加害者にもしないよう交通安全に対する意識を高めていきますので、御理解を賜りたいと思います。

続いて、第3点目の公共施設におけるLED照明の設置についてでございますが、LED照明は、議員御提案のとおり通常の白熱電球や蛍光灯に比較して消費電力が少なく長寿命と言われており、これに交換するところもふえてきているところでございます。

現在工事中の合原小学校校舎増築工事におきましては、教室及び廊下部分の照明機器はLED照明で施工を行っているところでございますし、宮代小学校の体育館もLED照明に取りかえをいたしました。そのほか、照明機器の交換を必要とする修繕が必要な折には、LED照明への交換を進めているところでございます。しかしながら、学校の教室全てとなりますと多額の費用が必要となり、現在屋内運動場の非構造部材耐震工事や各教室への空調設備の設置など優先すべき事案が山積みする中で、直ちに実施することは難しい現状でございます。

今後、学校の大規模改修事業等の折には、LED照明への交換も含めて検討していきたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 乾豊君、3番。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

私が申し上げたかったのは、土・日における卒業式でございます。確かに言われたとおり、中学校の卒業式は高校入試との兼ね合いがございます。でも、これは入試は事前にわかっていると思うんですね。したがって、そういうところは避けながらも、学校の都合とか、あるいは先生の都合ということではなく、保護者の立場に立って、ぜひともこれは実施ができると

思います。ぜひとも実施に向けて検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、LEDの照明でございます。確かにそういった機会にやられるわけでございますけれども、毎年計画的に予算配分しながら、少しずつでも計画的に実施をもらえればというふうに思ひますので、その辺の見解もお聞きをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） 乾議員の再質問の土・日の入学式・卒業式について、答弁させていただきます。

結論といたしましては、従来どおり通常の日日にやらせていただきたいと思っております。

全員の方が入学式・卒業式に参加いただくのは一番望ましいわけでございます。これは議員御提案のとおりでございます。一方で、土曜日、日曜日で勤務していらっしゃる方も多くおられることも承知しておりますし、逆に普通日でも仕事をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう点も勘案いたしますが、御理解いただき御協力いただければありがたいと思っております。

なお、子供の生活を見てもと、特に入学式、スタートというのは1年の子供たちの生活を決める上で大きな意味がありまして、全教職員挙げて特にスタートから3日間、それからスタートから1カ月というのを大変大事に見てきております。その点も御理解いただければありがたいと思ひます。御協力・御支援よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員のLED照明の設置についての再質問にお答えをさせていただきます。

できるところからという御質問でございましたが、今もそのように修繕とか改修とか必要な折にはLED照明への交換を進めているところでございますので、そういった機会があれば当然LED照明へ取りかえるということも十分検討し、進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、子育て応援アプリの推進についてお伺ひいたします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言を行う等、利用者支援事業の実施が自治体に求められることがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討・展開するようになり

ました。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなくさまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そのような中、東京都世田谷区では子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では平成26年10月からせたがや子育て応援アプリを公開しています。

核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考えて導入されました。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請・手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、保育園・幼稚園施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しています。利用者からは好評を得ており、アプリの開設から約1年が経過した平成27年9月末でダウンロード数は8,974件となっています。

今後、同様のアプリを開発する自治体がふえると近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されます。情報提供ができるツールの一つとして自治体アプリの開発を検討・推進していただき、垂井町における子育て支援事業に生かしていただければと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、凍結予防のカーブミラーについてお伺いいたします。

冷え込みが強い朝、霜がおりた早朝、日中気温が上がり夜間の冷え込みが厳しいなど、冬はカーブミラーが曇り、凍結をして真っ白になり、何も見えず危ない思いをすることがあります。外気との急激な温度差が、このような現象を起こします。

特に、高齢ドライバーや運転になれないドライバーにとっては怖い状況であります。また、ドライバーだけでなく歩行者も安全確認ができないため、危険な状況になることもあります。私も何度かひやりとした経験がございます。

そこで、長野県のある企業が開発をしましたエコでローコストな曇らないカーブミラーを紹介いたします。構造はシンプルなもので、ミラーの裏に水袋と薄い熱緩衝シートがあり、水袋にはごく普通の水が入っています。外気の温度変化が水袋の水により熱伝導率がよいステンレ

ス製のミラーに伝わり、日中の太陽光による熱を翌朝まで保持することで凍結や結露をしにくくなります。ステンレス製ミラーには、温度の変化を早く伝える効果があります。このカーブミラーはNHKでも紹介をされ、全国の市町村に導入が進んでいるところであります。周辺自治体では、蓄熱材方式のものを池田町が全町で導入、揖斐川町では一部の地域で導入されております。また、海外にも進出していると伺っております。

そこで、町民の安心・安全のために、曇らない、凍結しないカーブミラーを導入してはいかがでしょうか。まず、寒さの厳しい山間地域で試験的に設置を行い、その効果を検証してはいかがでしょうか。担当課のお考えをお尋ねいたします。

最後に、コンビニエンスストア等へのAEDの設置についてお伺いいたします。

現在、日本では世界で最もAEDの普及が進んだ国となっております。しかし、年間7万人を超える方が突然心肺停止となっており、近年、心疾患による死亡率は増加傾向にあり、がん続き我が国の死因の第2位を占める状況にあります。心肺停止した者の救命に当たっては、心肺蘇生開始まで1分おくれるごとに生存率が約10%下がると言われており、心肺停止してからの数分間における迅速な措置が重要であります。このような状況を踏まえ、救急車到着までの間の対処としては心肺蘇生法を実施することが最も有効であり、AEDの活用により救命率が向上します。

現在、本町におけるAEDの設置箇所は主に公共施設であります。先日、町民の方から24時間AEDができるようにとの要望をいただきました。この方は救命講習会に参加され、AEDの使用法を学ばれたそうですが、日曜、祭日、夜間にあいている公共施設は消防署のみであり、24時間営業しているコンビニエンスストア等にAEDを設置する必要性を感じたとのことです。

静岡県の三島市では、市内で重篤な傷病者が発見された場合、その場に居合わせた市民がAEDを利用しやすい体制を整備するため、平成22年7月から市内で24時間営業しているコンビニエンスストア等へAEDを設置するあんしんAEDステーション24設置事業を開設されました。現在、24時間営業されている42のコンビニエンスストア等の協力をいただき、三島市が提供をしているとのことです。

本町において、24時間営業しているコンビニエンスストア等にAEDを設置すべきと考えますが、以下お尋ねいたします。

1. 本町の緊急搬送数の実態と内容について。心原性の緊急搬送数、そのうちの心肺停止者数、そのうちの一般町民により目撃をされた件数、そして一般町民による応急手当が行われた件数、AEDを使用実施された件数についてお伺いいたします。

2点目、本町の現在の設置数について、公共施設、店舗、事業所も含めて、わかる範囲でお伺いいたします。

3点目、AEDの操作方法の再確認についてであります。私も昨年9月、救命講習会でAEDの操作方法を受講し、普通救命講習終了証をいただきました。自信を持ってAEDの操作が

できるように、三島市では市のホームページにAEDの操作方法を写真入りでアップされています。定期的に再確認をする意味で大変有効であると考えますが、担当課の考えをお伺いいたします。

ぜひとも町民の安心・安全の確保という視点から、AEDの24時間設置事業を積極的に、前向きに進めていただけるようお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、中村議員の質問のうち1つ目の子育て支援アプリの推進についてで、情報提供ができるツールとして自治体アプリの開発検討についてお答えをさせていただきます。

議員御説明のとおり、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、子育て家庭への利用者支援を実施していくことが求められました。

現在、垂井町では2カ所の子育て支援センターや子育てサロン、そして保育園、幼稚園やこども園においても相談機能を設けまして、利用者支援の充実を図っております。また、ホームページにおきましては、子育て支援ネットの公開やパンフレットとして子育て支援サービスガイドブックというものですが、こういうものを作成しております。18ページにわたるしっかりしたものでございます。このパンフレットを母子健康手帳の交付のときとか子育て世帯の転入時のときなどに配付しております。利用者の方に当町の子育てサービスの情報を提供しているところでございます。

今回、議員から提案がありましたスマートフォンにおいて利用できるアプリについては、施設マップを初め子育て支援ナビ、保育園の空き情報を含む保育施設検索ナビ、お知らせ配信機能、イベント検索などができ、いつでもどこでも情報を検索できるなど、多様な情報提供サービスの一つと認識しております。

しかしながら、当町におきまして同様のサービスがあれば確かに便利であるかもしれませんが、果たして本当に必要であるかは疑問です。それは、当町における子育て支援の情報内容や情報量は、東京都世田谷区など大都市に比べますとほんのわずかでございます。当町に在住で、ホームページやガイドブックに一度目を通せばほとんどの情報は確認することができ、いつでもどこでもといった状況において、わざわざアプリで検索してまで情報を取得する必要はないものと思われまます。

また、世田谷区における当該アプリの導入事例では、開発費としまして初年度に1,100万円ほど、そして月々の保守管理として30万円ほどの経費を要しているとのこと。最近では開発や保守管理に係る経費も若干安くなっているとは思われますが、当町の現在の財政状況からすれば、町単独で当サービスの導入を検討・推進することは大変難しいと考えます。

今後は、議員が御説明のとおり、近隣の自治体と連携したサービスの提供こそが子育て世帯のニーズにきめ細かく応え、広範囲で情報提供ができると思われまますので、県や近隣市町と共

同で開発の計画が検討されれば導入について推進していきたいと考えています。

以上、中村議員からの子育て支援アプリの推進についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは中村議員の2つ目の御質問、凍結防止のカーブミラーについて御答弁をさせていただきます。

現在、町内には約1,200基のカーブミラーが設置してあります。毎年自治会からのカーブミラーの設置・修繕の要望が多数あり、緊急性が高い順に予算の範囲内で設置等を行っているところでございます。また、来年の自治会要望でも町内の約50カ所でカーブミラーの設置・修繕の要望をいただいているところでございます。

議員御指摘の凍結予防のカーブミラーにつきましては、蓄熱材が内蔵されているものやサーモスタット内蔵のもの、先ほども御説明がありましており水袋と熱緩衝シートの内蔵のもの等いろんな種類のもので販売されており、価格につきましても現在設置してありますミラーと比較しますと割高なものであることから、町といたしましては凍結予防の防止カーブミラーよりも価格が安価なベーシックなミラーを設置して、できるだけ多くの自治会要望にお応えするよう努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、交通安全を考える上で凍結したカーブミラーが危険なものと認識していることも事実でございますので、今後は凍結予防のカーブミラーの品質、性能、耐久年数、価格等を総合的に検証して、導入について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 消防主任 高木誠君。

〔消防主任 高木誠登壇〕

○消防主任（高木 誠君） 私のほうからは、中村議員の御質問の第3点目のコンビニエンスストア等へのAEDの設置についてお答えさせていただきます。

初めに、AEDとは、心肺停止状態の人に電気ショックを与えて救命する自動体外式除細動器のことをいいます。

まず、1つ目の本町の救急搬送数の実態と内容についてでございますが、垂井町におきまして平成27年1月1日より12月6日までの救急搬送件数は860件です。そのうち、議員お尋ねの心原性救急搬送件数は54件、うち心肺停止患者の救急搬送件数は20件、また一般住民により目撃された件数は13件で、そのうち応急手当てが行われた件数は11件です。いずれも一般住民によるAEDの使用はございませんでした。

以前、垂井町におきましては平成24年に、一般住民による心肺停止患者への応急手当て、AEDの使用により、救急隊到着前に意識が回復して社会復帰された事例が1件ございました。

2つ目の本町の現在の設置数についてでございますが、現在町内でAEDの設置数は公共施

設で37カ所あり、調査した70の事業所には29カ所の設置状況となっています。そのうち、屋外に設置されているところは公共施設の12カ所でございます。

緊急時にいつでも対応できるように24時間使える場所にAEDを設置していただけるのが有効と思われませんが、設置や維持管理の負担が大変大きいことから、なかなか設置が進んでいないのが現状でございます。

次の3つ目のAEDの操作方法の再確認についてでございますが、現在垂井町におきましては、年間約400名の方が救命講習を受講していただいております。議員言われますように、定期的に再確認をしていただくことは大変重要なことであります。AEDの操作方法など、ホームページへの掲載は有効な手段の一つであると思われまますので、掲載いたしまして、また救命講習を推進し、AEDの必要性を訴え、より多くの住民の方への応急手当ての普及啓発に努めてまいります。

また、御質問の24時間営業をしております町内のコンビニエンスストアにAEDを設置した場合ですが、不特定多数の方が出入りする施設でもありますので、他の事業所設置のAEDを第三者が使用するよりは利便性がよく、また時間的制約もなく、万一の場合に効果を得られるものと考えております。

心肺停止患者にとってAEDの使用は非常に有用であると考えますが、受け入れ側の対応や財源、設置後の管理等を担当所管と打ち合わせながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時24分　休憩

午前10時40分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番　栗田利朗君。

〔12番　栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君）　議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に、少し時間をいただきます。

垂井町のシンボルでもありました県指定天然記念物、垂井の大ケヤキが9月11日の未明、突然倒れてしまいました。まことに残念であります。今後、跡地も含めどのようになされていけるのか、今現在わかる範囲でお知らせください。

それでは、文化財について大きく4点ほど質問させていただきます。

第1点目、垂井祭り曳軸について。

現在町内には、国指定、県指定、町指定、国登録、町登録など、他の市町より豊富に83の文

化財があり、国指定に押し上げてもおかしくない価値の高い文化財が数多くあります。その一つが垂井祭り曳軸、垂井曳軸祭り子供歌舞伎、垂井祭りばやし、この3つを含め、一体として垂井祭りそのものを国指定の文化財にする考えはおありでしょうか、お尋ねします。

垂井曳軸の起源は南北朝時代で、約650年の古い歴史があります。現在の曳軸は江戸時代の初めのころに作成され、子供歌舞伎は江戸時代の終わりごろから始まったと聞いています。ちなみに、垂井祭り曳軸は昭和36年に県指定文化財、垂井曳軸祭り子供歌舞伎は昭和55年に町指定文化財、垂井祭りばやしは昭和62年に町指定文化財になっています。

そこで、中川町長にお尋ねします。

前向きに検討していただけるものとして、以下のことを進めなければならないと思います。

垂井祭りを国指定の文化財にするには、1つ、教育委員会の行動がなくてはならない、教育委員会の重要性。

2つ目、垂井祭りを取り巻く地域の歴史文化の再調査。

3つ目、垂井の軸の調査。その中には、学術経験者、大学教授、郷土史家等の意見が必要。

各町の保存会の協力、古文書の提出、垂井祭りに関する地域の古文書類の収集、軸本体の構造、正確な図面の把握、子供歌舞伎の調査、過去の記録の収集、垂井祭り総合調査報告書の作成、垂井町教育委員会より県の文化庁、文化財保護機関に上申する。このような作業、報告書の作成などが必要不可欠であります。

大垣市はそういった手続を進められ、大垣祭りそのものを国指定の文化財にされたと聞いていますが、中川町長はどのように考えられていますか、お聞かせください。

2点目、菩提山城跡地について。

菩提山城跡地は昭和32年に町指定の史跡になりました。私は平成22年6月の一般質問で、国指定の史跡にしてはという質問をした経緯があります。中川町長の答弁は、菩提山城の土地は基本的には個人の所有である。国指定史跡については、将来はわからないが、現在その手続を進めるところまでは至っていないという答弁をいただきました。

平成24年春に菩提山城跡地は垂井町の所有地となりました。今、菩提山城跡地から岐阜城がよく見えるようになり、跡地の整備が行政の努力、地元住民の協力もあり、現在も着々と進められています。

菩提山城跡は永禄元年（1558年）、竹中重元氏が岩手氏を攻略して、翌年菩提山に築城したと記されています。その後、豊臣秀吉亡き後、豊臣方と徳川方、関ヶ原合戦の戦いを想定し、城の整備が完成されたと聞いています。日本の城研究家の第一人者である滋賀県立大学の中井均教授も何回も菩提山城跡地を訪れ、戦国時代の山城では完璧に近い最高の山城跡であると絶賛されています。

昨年の大河ドラマの影響もあって、菩提山城跡地への登山者もふえてきました。また最近は、土日家族そろって楽しめるハイキングコースとしての登山者も多く見られます。私は、歴史の認識を深めていただくためにも、また観光面からも、国指定の史跡に薦められる構想はある

のか、中川町長の所見をお伺いします。

3点目、竹中陣屋跡やぐら門について。

竹中陣屋跡は、昭和31年に県指定の文化財となりました。垂井町第5次総合計画基本構想、平成20年から平成29年度、基本計画、平成20年度から平成29年度、5年後に見直し、実施計画、平成20年度から平成29年度、毎年度見直しとなっていました。平成24年度第5期実施計画から竹中陣屋跡やぐら門等保存修理事業が削除されました。

あれから3年たちましたが、今後、陣屋跡についてはどのような方向に進められていくつもりでしょうか。もう第5次総合計画では行わず、第6次総合計画まで延ばすということですか。それとも、永久に行わないということでしょうか、お尋ねします。

1607年、半兵衛の子、重門が菩提山城からやぐら門の陣屋に城を移してから400年以上たっている建物であります。明治14年に現在の岩手小学校の前身である菁莪義校の正門として位置づけられてきました。明治新政府の幕府建造物破壊令に対して、地元の有志などがやぐら門は菁莪学校の正門であると主張し、地元文化財としての存続に尽力され、現在に至っている。城、陣屋の門が学校の正門になっているところは、全国でも極めて貴重な史跡となっています。

今日、陣屋跡地を訪れる観光客の皆様は、正面に向かって右側の石垣の崩れに驚いてみえます。地元自治会からも修理の要望が出ていますが、町は、崩れている石垣は竹中氏個人の所有地であるため町では修理できないし、県指定の範囲から外れている場所でもある。まずは竹中様にお話しし、地元で考えてくださいという自治会要望に対する回答でした。本当に県指定の範囲から外れていますか。ぎりぎりのところではないのでしょうか。大変危険であると思います。垂井町としては何もできないのでしょうか。よい対策は何もないのでしょうか、お尋ねします。

私は、県指定から外れている正面右側を垂井町が借りるなり売買をすることにより、堀の復元、石垣の修理等できると思われませんが、いかがでしょうか、中川町長のお考えをお聞かせください。

4点目、年に1回の垂井町文化財審議委員会のあり方について。

特別なことのない限り、文化財審議委員会は1年に1回と聞いています。文化財の指定に関しては、所有者の申請に基づき、担当職員が現地で状況を確認し、文化財としての価値について専門家の所見をいただき、垂井町教育委員会が文化財審議委員会に諮り、意見を参考にしながら指定を行うかどうかを指定するとお聞きしています。

そこで質問いたします。

前年度、町文化財の指定申請は何件ありましたか。何件が町指定の文化財になりましたか、お尋ねします。

ある寺の住職から、木像を町指定申請したけれども、だめでした。木像にかかわった専門家の先生からも、なぜ町指定の文化財にならなかったのかと電話があったとお聞きしました。私は、文化財審議委員会を開催するときは専門家の先生も入ってもらうべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

審議会は申請のあった文化財だけを審議するだけでしょうか。現在、指定文化財にはなっていませんが、町の文化財になるだけの価値のある物件もたくさんありますが、そういった物件も年1回の審議会で議題に上がり検討されることはありますか。お尋ねしまして、私の一般質問とします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 多和田敦君。

〔生涯学習課長 多和田敦君登壇〕

○生涯学習課長（多和田 敦君） 栗田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず冒頭に垂井の泉の倒壊した大ケヤキの御質問がございましたが、大ケヤキにつきまして11月5日に搬出をいたしました。搬出いたしました部分のうち比較的太い状態で残せる部分ということで、大きさがわかる部分ということで、下部の腐食している部分等を除去しまして防腐処理を行い、年度内にタルイピアセンターの施設内に展示できないかということをお計画いたしております。なお、上部のほうで年輪等がわかる部分があれば、輪切り状態にしてできないかということも業者と今相談をいたしているところでございます。

また、大ケヤキが倒木したことによりまして、垂井の泉内の玉垣等、石垣等にも破損箇所があります。復旧に当たっては、垂井の泉が県指定史跡でもございますので、県教委とも協議が必要となってまいります。復旧案について県の許可が得られ次第進めたいというふうに考えておりますが、大ケヤキの立っていた場所につきましては、地下に根が残っておりますので、県の文化財審議会の林教授に根の部分の診断をいただいて、どうしていくかということをお県教委とともに協議をしていくということで決定していくということになりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから垂井祭りを国指定の文化財にする構想はあるかという御質問でございますが、垂井の曳軸は、議員がおっしゃったとおり昭和36年に有形民俗文化財として県の指定を受けまして、子供歌舞伎は昭和55年、祭りばやしは昭和62年に、それぞれ町の指定文化財となっております。しかしながら、垂井祭りを対象にした本格的な調査は今まで行ったことがなく、曳軸の図面もございません。このことから、議員御指摘のとおり垂井祭りの記録を後世に残せるような総合的な調査を行う必要があります。調査については、祭礼、音曲、曳軸、彫刻、織物などで、多岐にわたる専門家の先生の協力を得て調査体制を整えていく必要があります。また、古文書の調査などは地元の方に協力をいただく必要があることから、調査に対する十分な御理解をいただかなければなりません。いずれにしましても、将来的には文化財としての価値づけを行うために垂井祭りの調査を行っていくという必要はあるというふうに考えてはおります。

文化財の指定に関しましては、調査結果から垂井祭りの価値づけが国指定の基準に達しているものであれば、さらに上位の文化財を目指したいというふうに考えますが、国指定に関しましては申請を行うという制度はございません。調査にあわせて、県を通じて文化庁へ働きかけていくという形をとっていくことになるかと考えております。

2つ目の御質問の、菩提山城跡の国指定にする構想はあるかということでございますが、菩

菩提山城跡は昭和32年に町史跡に指定され、平成24年に指定地部分を公用地化しました。平成8年から岐阜県教育委員会が行った岐阜県中世城館総合調査では、滋賀県立大の中井教授から東西150メートル、南北300メートルの西美濃最大級を誇る城館跡だということで、すぐれた評価をいただいております。現在、地元の方の協力により、菩提山城周辺の雑木等の処理が行われ、観光資源としてもとても魅力的なものになってきております。

菩提山城の築城時期、残存状況、城郭の範囲など、発掘調査や測量調査、それから歴史資料の調査を行うことで菩提山城の価値というのが認められれば、さらに上位の指定を受けられる可能性があるというふうに考えております。しかしながら、垂井祭りと同様に、専門家を交えた委員会を組織して、体制を整えて調査していくということが必要であるというふうに考えています。

3つ目のやぐら門についてでございますが、やぐら門を含む竹中氏陣屋跡は昭和31年に県史跡に指定をされております。陣屋跡は現在、地元保存会の方々の協力により管理をされております。やぐら門は昭和42年、昭和55年に屋根やしっくい壁など本格的な修繕をなされておりますが、平成18年ごろ、石垣、屋根瓦、しっくい壁に破損箇所が見られたため、解体修理を視野に入れて検討をしていたということで、総合計画の中に出していたということでございますが、結果として県の協議の中で、応急処置を施すことにより、現状のままでも陣屋門の保存に問題がないというふうにされたため、平成18年に石垣と屋根の修理を行い、平成25年にしっくい壁の修繕を行っております。今後も陣屋門の保存につきましては、必要な処置を行って後世に伝えていきたいというふうに思っております。

また、陣屋門北側の石垣につきましては、現在文化財とは指定されていないため、町による修理の対応は難しいと考えられます。しかしながら、現在竹中氏陣屋跡の指定地はもとの陣屋のあった範囲の一部しか指定を受けていないため、今後菩提山城とともに調査を進めて、未指定部分も含めて文化的価値を明らかにした上で対応を検討したいというふうに考えております。

次の文化財審議会でございますが、審議会は垂井町文化財の保護に関する条例で規定されている諮問機関でございます。文化財の保存や活用に関する事項を審議し、必要な事項を建議する役割を担っております。現在、委員は町内7地区から文化財に明るい方7名を任命しており、通常年1回開催をいたしております。昨年度は文化財の指定に関する案件が3件、登録に関する案件が1件ございました。審議の結果、五明稻荷イチョウの木が登録文化財となりました。

申請のあった木像につきましては、彫刻としては他に類を見ないすぐれた作品であるという評価はありましたが、現在町指定をしております文化財は全て江戸時代より古いものでございまして、慎重に審議をされた結果、当該の木像の制作時期が新しいものであるため、指定を先送りにするという結論になりました。今回の指定に関する審議につきましては、専門家に作成していただいた報告書で十分木像の価値は理解できましたが、今後必要に応じて専門家の先生に直接意見を伺う機会もつくってまいりたいというふうに考えております。

また、審議会独自で選定する物件もありまして、将来の文化財指定の可能性を見据えて、昨年度建物物件5件を選定しまして、昨年度調査を行っております。

ただ、町では多くのすぐれた文化財を抱えておりまして、文化財の保護や活用に向けて事業を進めておりますが、生涯学習課としても町全体としても、進めていかなければならない重要案件は多くございます。全ての事業を一度に行うことは難しいと考えておりますので、財政当局と十分協議しながら優先順位を決めて行っていく必要があるというふうに考えておりますので、御理解いただきますようによろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

離山周辺工場用地予定地についての件でございます。

栗原地区におけます圃場整備に関連した企業立地や既存企業の拡張事業が大きく目につく中で、町長3期目の目玉事業でありました離山周辺工場用地開発事業がかすんでしまっている感がある現在、どのような進捗状況になっているのかお教えをいただきたいと思っております。なるべく詳細にお尋ねしたいと思っておりますけれども、地権者への説明会、あるいはその内容・要旨、企業誘致活動、工場用地進入交差点新設などなど、お答えをいただきたいと思っております。

今日までに企業からのアプローチが何件かあったやに聞き及んでおりますが、成就しなかった事象を捉えて戦略の練り直しはなされているのでしょうか。

6月定例会におけます先輩議員の離山周辺工場用地予定地に関する一般質問に対する答弁は承知いたしておりますが、塩漬けは絶対しないかというような声に対して、町長はもちろんそのつもりで頑張っておりますと答えられております。町長の考えておられる工場立地までのプロセスのうち、どの段階で塩漬けにならないようにと言われておられるのか、今の現状を捉えるに当たり、よくわかりません。

当初予定では平成29年度分譲開始、多少のおくれはあるにせよ、よほどの覚悟と、所信表明でも言われておりますスピード感を持って取り組みを、強いリーダーシップを発揮されないと、後手後手に回って悪循環に陥るような気がしてなりません。今リスクをとらないことが後々大きなリスクとなるは必定でございます。今後の決意を持った取り組みをお尋ねいたしたいと思っております。

質問は簡素ながらも、スピーディーかつしっかりとした取り組みの御答弁を期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 若山議員のほうからお尋ねがありました離山周辺工場用地予定地についてということについて、答弁をさせていただきます。

御質問の内容につきましては、地権者に対する説明会及びその内容の要旨ということ、それと企業誘致活動の現状、あと工場用地進入交差点の新設ということに対する進捗状況についてと、もう一つは戦略の練り直し、今後の取り組みについてということでございます。

まず最初に、地権者に対する説明会、その内容の要旨ということについて御答弁をさせていただきます。

説明会につきましては、その時々の方々の事業の進捗状況に合わせ、土地所有者の方を対象に離山周辺地区開発計画意見交換会として現在までに7回実施しているところでございます。この意見交換会には御欠席の方もいるため、その内容を離山周辺地区便りを発行して、全ての地権者の方と情報共有に努めているところでございます。一番最近実施したのは本年8月でございます。当方から説明した内容としては大きく3つございます。

1点目は、地目が農地でありますけれども、現況が既に原野化して非農地となった土地について、地権者の方や農業委員会の協力のもと農地台帳の整理をした旨の報告でございます。

2つ目につきましては、本年1月に都市計画運用指針が改正され、計画区域内には土砂災害特別警戒区域が含まれているため、造成の許可を得るにはこの警戒区域を除かないといけないという事態が発生したため、これを解決する必要があるという報告でございます。それと、企業誘致の誘致状況の現在の取り組みについて説明したところでございます。

そうしましたところ、地権者からは、全体のスケジュールの中で現在の状況を示してもらいたいとか、企業が決まってからではなく土地の造成を同時並行して進めてはどうかという御意見。あるいは、土砂災害特別警戒区域があると開発できないということであるが、現状を見る限りどうして危険なのかわからない、机上の仕事としか思えないといった御意見。それと、今回の工事はその危険となる急傾斜をなくする工事であるから、許可権者である県知事に強く理解を求めるべきだというような御意見をいただきました。また、要望といたしまして、半年に1回くらいは意見交換会を開催するまでもなく、書面でもいいから情報を出してほしいという要望もあったところでございます。この点に関しましては適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、現在の企業誘致活動についてでございますが、これまでに企業立地ガイド垂井というものを作成しまして、製造業を中心とした上場企業1,093社に情報を流したところでございます。また、関西地区の新聞への広告掲載だとか、現地での企業誘致看板の設置、あるいは県企業誘致課との連携、町内外企業や垂井工場会への情報提供、金融機関やゼネコンとの情報共有などを行ったところでございます。

次に、工場用地進入交差点の新設につきましては、現在建設課におきまして設計、地権者への説明、用地測量、境界立ち会いなどが行われているところでございます。

続きまして、戦略の練り直しと今後の取り組みについてというお尋ねでございます。

現在、最も優先して取り組まなければならない事項は2点あると考えております。

1点目は、さきに申し上げました土砂災害特別警戒区域の解消でございます。

2点目は、進出企業の選定でございます。

1点目の土砂災害特別警戒区域の解消につきましては、さまざまな手法を検討してきましたが、今回の開発計画は土砂災害特別警戒区域の指定要件となる急傾斜をなくしてしまう工事であり、造成工事後には警戒要件がなくなることになるわけですから、許可権者である岐阜県に対し、こうした事例の場合は新しいルールづくりをして柔軟に円滑に事業が進めることができるよう要望していきたいと考えております。このことは今回の意見交換会でも大きな議論となったところであり、垂井町だけの問題ではなく岐阜県のほかの箇所、あるいは全国的に同じような事例があるように思われるため、強く県に要望してまいりたいと考えております。

2点目の進出企業の誘致についてでございますが、現在も何社か引き合いがあるのが現状でございます。今月及び来月には、企業3社と面談する予定もあります。しかし、そういった企業は離山工場用地だけを検討しているわけではなく、その他の工場用地も検討しています。したがって、当方といたしましても最善の努力をしていく所存でございます。

今回栗原地区に企業を誘致することができ、造成の認可もおり、やがて工事着手となります。また、今まで幾つかの企業と誘致の話を進めてまいりました。その時々感じたのは、企業は操業開始までの時間軸を重要視しているということでございます。したがって、企業に対しては造成が進んだ工場用地を見せたほうが進出意欲が湧くことも当然のことです。さきにも述べました土砂災害特別警戒区域の規制の解除も含め、開発するための公的規制要件の見込みをまず第一優先に解決し、早期用地買収、工事着手を目指し、早い時期に形を整えたいと考えております。

離山工場用地の事業主体を県土地開発公社に依頼することは今まで申し上げてきたとおりでございます。先月からではありますが、公社と月1回の定例会を行うこととしており、今後県公社のノウハウを活用しながら、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 若山議員の御質問、離山周辺工業用地について、私からは工場用地進入交差点の新設に係る進捗状況について答弁をさせていただきます。

離山周辺工場用地への取り付け道路については、当該用地の南側に位置する県道赤坂垂井線、それから東側に位置する町道府中51号線の2方向から進入する幅9メートル、延長470メートルの町道を新設する計画をいたしております。本年3月議会において、府中92号線として町道認定の議決をいただいたところでございます。

県道赤坂垂井線からの進入交差点は、県との協議によりまして大垣土木事務所が整備をいたします。開発区域に至るまでの取り付け道路、南側と北側合わせて260メートルの区間は、町の建設課で整備をいたしてまいります。現在県においては、県道の4車線化とあわせまして当

該交差点改良の詳細設計に着手をされておりました、県公安委員会との協議なども進められております。来年度から用地取得の予定となっております。

一方、取りつけ道路についても、今年度詳細設計と用地測量を行っており、用地取得に向けた関係者説明会を9月17日に、また境界確認のための現地立会を11月18日、20日と実施いたしましたところでございます。今後買収面積を確定いたしまして、今年度内の用地取得を目指してまいりますと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうからは、若山議員の最後に触れられましたリスクのことについて、少しお話をさせていただきたいと思っております。

塩漬け地にしないのかということ、その塩漬け地そのものの考え方というのは、やはり造成した土地が長年にわたって動かない状況がまさに塩漬けであろうというふうに思いますが、そういう土地にしないためにも、今の営業活動、あるいはさらに今言いましたように、できれば同時進行で企業が見つかっていくのが一番望ましい形ではありますが、それができない状況であっても、やはり形を見せていくということが必要だということは、今担当所管が申しとおりにかというふうに思っております。

そこで、議員が最後におっしゃいました、今リスクをとらないことが後々大きなリスクとなるのは必定である。まさに後押しをいただいておりますように、私では受け取りました。

ここで言う今のリスクというのは、やはり費用面を含めた取り組みの問題であろうかと思っております。用地を買うのか、やっけていくのかというリスク。しかし、後々のリスクというのは、やはり紛れもない町の活力、活性化が本当に保てるのか、やっけていけるのか。地方創生ということが言われておりますけれども、町が本当に活力を持ってやっけていけるのかという、そのリスクに対する取り組みとして、この企業誘致は絶対必要であるという思いでございます。

そのために、今さまざまな物事を進めるたびにいろんな課題が出てきて、それにぶつかりながら、特に農政協議においては本当に2年間ぐらい、まさに大変な労力を使ってやったわけですが、結局うまくつながらなかったわけでありまして、これを何とかクリアする形の中で、今こうしてここにきております。着実ではありますけれども、遅々として進まないわけではなく、着実に何とか進めていきたいという思いでございますので、何とか御協力と御理解を賜って、そしてまたしっかりとした形のあるものにしていきたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

一生懸命取り組むというような方向性だとは思いますが、私がこの質問をいたしま

すと何かしら天唾的な部分も出てこようかという、そういう自責の念も少なからず持っております。

しかしながら、この離山事業に関しましては、今栗原地区で行われております圃場整備に関連いたします工場導入、これにつきましては主は圃場整備でございます。圃場整備に伴います工場誘致、非農地化された土地に対する工場誘致ということで、垂井町にとりましては非常にありがたい話ですし、地元農業者にとられましても、事業費の関係でいろいろ有利な部分も出てこようかと思っております。

既存企業の工場拡張につきましても、これは今の日本の経済社会の中で航空宇宙産業関係が非常にいい方向に向いていると。三菱のMR J関係もその1点でございます。そういった関連で追い風でございます。

こういった他動的な状態ではなくて、この離山は垂井町の主体的な取り組みでございます。いろんな問題は出てこようかと思えます。急傾斜地関係の問題につきましてもそうでございますし、台帳農地、現況山林、こういったものを県許可の2ヘクタール未満にするためのいろんな尽力もされてこられております。そういった取り組みに関しての尽力は敬意を表するものでございますが、実際、土地の筆数だとか所有者数、あるいは所有権以外の物権、抵当権とか地上権とか、そういったものの物権です、こういったものの有無はいかがなものか。実際に土地登記簿謄本を徴取して確認はなされているとは思いますが、その中には相続問題が発生して保存登記がなされていない件数も多分にあるやに思えます。

私の経験上から、土地の交渉につきましては非常に長く、また苛酷なものです。夜討ち朝駆けは当然でございますが、そういった時間軸は大変なものになるかと思えます。したがって、二、三の企業が引き合いがあるとおっしゃられておりますけれども、私も聞いておりますが、私の聞いておるのは過去ですけれども、現在まだ3社ぐらいあるということなんですけれども、いみじくもおっしゃられた時間軸が問題なんです。時間軸をいかに解決するかというときに、リスクをやはりとる必要がある。用地を買収するというのがまず第1弾のリスクだと思います。町有地にしなければなりません。その債務負担はどうするんだというような問題も出てこようかと思えますけれども、そういったことは仮に用地を完全に買えたとしたならば、その土砂の問題ですね、まだまだ既存企業で開発される企業があるということは、そちらへ土砂を売ることができるんですね。その売った費用を工場の坪単価費用を低減することにつなげてくることもできます。

そういったことから、ぜひ同時並行で取り組まなければ、これはどんどん先延ばしになっていくのは必定でございます。どうかひとつ、そこら辺もひっくるめて御答弁をいただきたいと、再質問にさせていただきますので、御答弁をよろしく願いをいたしたいと思えます。

もう1点だけ、こういった用地交渉を進めるに当たりましては、やはり体制整備が必要でございます。取り組みチームですね、買収チームの編成ぐらい、このぐらいもしっかりと対応しないと担当所管は大変なことになりますので、そこら辺も含めて御答弁をよろしく願いいた

します。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

栗原は圃場整備が主であるということ、それから宮代は他動的であるということでございますが、いずれもその結果として他動的という捉え方がされるかもわかりませんが、やはりそのことにより企業が来る、工場が建つ、あるいは拡張される、雇用がふえる、そのことがやはり、そこに我々は現在、その今の圃場整備の中に企業を呼ぶことに対する努力、あるいは調整区域の中で拡大させる努力、そういうものをしてきた結果として、やはりあったというふうに思います。一方的な他動ばかりではない、我々の努力というものもしっかりと認めていただきたいという思いで、よろしく願いをいたします。

また、土地の問題でございますけれども、一応登記上は確認をしておりますし、説明会等を何回も重ねておる中でいろんな意見をいただいておりますので、そういったこともこれから進んでいくものというふうに思っておりますけれども、時間軸に関していいますと、やはり先ほど土砂災害危険区域、いわゆるレッドゾーンの解消におけるその土砂の搬出等において、やはり形を見せるということが一つのきっかけになっていくのではないかなというふうに思っております。また一方で、このその前段へ先立つて土砂の採取事業等を行うことによってできるのではないかと、今議員がいみじくもおっしゃった土砂を販売するというところでありますけれども、そういったほうも一つの手法として考えておるところでございまして、そういった中で、やはりなるべく早くということはもちろん考えております。

ただ、やはりいろんな制約といいますか、そういったものをクリアしていかなければならない現実も一方にあって、そういうこととの戦いの中でありまして、なるべく早くしっかりとという形で進めてまいりますので、これからもしっかりと御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

御承知のとおり、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行されまして、各自治体におきましては少子・高齢化社会に向けて人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められております。

本町におきましても、人口減少対策に向けまして総合戦略会議を設置し、人口ビジョンの素案が作成されたところであります。合計出生率を2013年時点の1.39を2030年までに1.8に高め、現時点の人口2万8,000人を2060年には2万1,000人ととどめるという長期目標が設定されたところであります。

こうした人口の自然動態は、人口ビジョンの上でも大変重要な施策であろうかと思いますが、他方、転入・転出の社会動態についても重要な要素と考えられます。人口ビジョンの素案の中でも、本町の平成25年度の転出入状況につきましては、西濃圏域、あるいは岐阜市を除いた県内での転出入はほぼ同じでありますけれども、岐阜市、あるいは愛知県を含む都市部への転出数が転入者数を上回る転出超過の傾向にあるとしております。特にこの傾向は10代から30代にかけての若者層に多い結果となっております、進学、就職、結婚を機に転出している場合が多いのではないかと考えられます。

一方、広報「たるい」におきます総合戦略会議アンケート調査結果とワークショップでの開催の結果、若者の中にはふるさと垂井に愛着を感じている方が約7割を超え、中・高校生の意見の中でも、垂井町は自然豊かで、歴史・文化の薫りが高い町に愛着を感じており、働きやすい環境や家族みんなで楽しめる場所など、住みよいまちづくりを望んでおるとなっております。

こうした調査結果を踏まえ、将来にわたって活力のある地域社会を維持していくために、いかに若者を我が町に呼び戻し、定住・移住を促進するかが最大の課題であると考えられます。

そこで、定住・移住を促進する施策についてお尋ねします。

1点目は、定住・移住促進のための情報提供についてであります。

町外に進学、就職した若者、また離職した中高年の方々を本町にいかに住んでいただくか、いわゆるUターン、Jターン、Iターンをいかに推進するかということだと思います。このためには、現在空き家となっている県営、町営、さらには民営の住宅情報、宅地情報、さらには就職支援の情報などをワンストップで相談できる窓口の設置が大変重要になってくるのではないのでしょうか。

今後総合戦略を進めるに当たって、こうした窓口業務を含めた組織強化を図っていく必要があろうかと思えます。この点につきまして町長の所見を伺います。

また、現在このように高度な情報化社会におきましては、いつでもどこでも情報収集が可能な状況になってきております。本町のポータルサイトにおいて住宅関連情報や就職支援情報を発信していくことが重要であり、交通網の発達により就職先も広域的になっている現在、近隣市町との情報の共有化を図っていくことも大変重要な課題と考えられますが、今後の取り組みについて伺います。

2点目ですが、企業誘致による雇用の拡大と住宅施策ということで伺います。

アンケート調査結果におきましても、ふるさと垂井に愛着を感じている若者が大変多いことは、将来の垂井町の活性化について大いに頼もしい限りで、期待されるところであります。しかし、現実的には転出超過の傾向にあり、いかに若者の雇用を創出していくかが重要であるかと思えます。

先ほど離山の関係にもございましたけれども、現在、栗原地区では圃場整備において非農用地としての工場用地が創出され、新たな企業の進出が見込まれております。さらには、先ほど同僚議員のほうからもありましたけれども、離山企業誘致の計画もあり、今後の雇用機会の拡

大が見込まれておるところだと思います。今後10年、20年先を見据える上で、町にとって大いに追い風となってきたかと思っています。また、本町には多くの既存企業もあり、これらの雇用情報も提供しながら、若者の雇用確保と定住化に努力して努めていく必要があるかと思いません。

さらに垂井町は、西濃圏域の中でも中央部にJR垂井駅があり、東西に国道21号、北には梅谷トンネル、西には名神高速道路関ヶ原インター、東には東海環状の大垣西インター、また南には今後整備が計画されております養老サービススマートインターが整備計画されておるところであり、極めて交通の利便性が高いと考えられます。このようなことから、若者の雇用の場は本町のみならず通勤可能な近隣市町に及んでいると考えられ、西濃圏域の中でも若者の雇用確保と定住化には好条件がそろっているのではないかと考えられます。

そこで、こうした本町の地理的資源を大いにPRしていただき、近隣市町の雇用情報も提供していただきながら、町内に定住・移住を希望する若者などに対しまして支援策として助成金などの制度を設けるなど、積極的な住宅施策を推進すべきと考えますが、町長の御所見を伺います。

また、3点目でございますが、将来を担う若者の人材育成と人口流出抑制についてであります。

今、小・中学校では、学校支援ボランティアの協力によりまして、地域に根づく歴史や伝統文化の学びの場を与え、ふるさとに愛着が持てる人づくりを推進するための教育がなされており、将来に向けては大変期待されるかと考えております。

いよいよ来年度からは本格的に土曜授業が始まり、より一層地域と連携した教育の推進が望まれるところです。こうした中で、意外と地元企業の仕事と内容や、その仕事かどのように社会に役立っているのかという学びの場が少ないように思われます。学校事業の中でも社会見学が学びの場としてありますが、ぜひ地元企業でのものづくりの現場を学びの場としてふやしていただき、将来の仕事への夢や就労に対する興味を深めていただくことが幅広い意味での地域連携型の教育と考えますが、現在の地域と連携した教育の現状と、今後の土曜授業を含めた地域連携型の教育の方向性について、教育長の御所見を伺います。

また、高校、大学生に対しましては、地元企業でのインターンシップ制度の活用は、若年層の人材育成と地元での就労支援の機会を増加させることにもつながるかと思えます。若年層の人口流出を抑制するためにも、官民一体となって連携を強化していく取り組みが重要と考えられますが、これについてもあわせて御所見を伺いまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、角田議員の御質問、地方創生における移住・定住の促進施策についての1つ、定住・移住促進のための関連情報提供及び企業誘致におけます雇用の拡大と住宅施策について答弁させていただきたいと思えます。

議員御指摘のとおり、当町におきましては男性、女性ともに10代から30代にかけて転出超過の状態にありまして、人口減少の大きな要因であると分析をしております。また、当町の人口ビジョンにおきましても、特に10代から30代の転出抑制を図るとともに、当該世代の若者を呼び戻し、移住・定住につなげていくことで転出超過を抑制し、2060年の将来展望人口2万1,000人を目指すこととしており、若者への移住・定住施策は重要な施策であると認識しているところでございます。

1つ目の御質問の定住・移住促進のための関連情報提供についてでございますけれども、U・J・Iそれぞれのターンの推進をポイントに、就労支援情報、移住・定住促進の情報をいかに効率的に効果的に提供していくかということで、当町の戦略においても、基本目標1の雇用の中でございますけれども、就労の拡大、雇用の促進に関する施策につきまして、若者のUターン者等を対象とした就職支援を位置づけ、さまざまな媒体を通じた積極的な情報発信、また相談等を行うとしております。国の戦略においても、今後5年で地方に若い世代の雇用を30万人創出するといった目標を掲げていることから、当町の人口減少抑制に不可欠な施策として、新規事業として取り組むものでございます。

今後、当町への企業進出に取り組むことで当町で働く方も増加することと思っておりますが、そのためには働くところ、住むところについて、町内外で積極的な情報提供と就労支援の相談するなど、円滑な支援に向けた施策を進めていきたいと考えております。また、移住・定住施策を進める中で、西濃圏域の市町間での連携を図りながら、より広い範囲での移住・定住促進施策を進めていくための5つ目の基本目標、広域連携の中で移住・定住を初めとする各種施策に取り組んでいくことと考えております。

2つ目の御質問でございます企業誘致におけます雇用の拡大と住宅施策についてでございますけれども、本町での雇用の場を創出するだけではなく、近隣都市部への通勤圏内であるという立地条件を生かすことで、就職支援とあわせて定住・移住を進めていってはどうかということで、住民アンケートやワークショップの意見でもありましたように、垂井町の地理的条件のよさ、垂井町での住みやすさをアピールしてはどうかという声も聞かれております。積極的なPRの必要を認識しているところでございます。

この点につきましては、基本目標2の交流の3つ目の施策でございますが、移住・定住の促進において若い世代への定住促進プロモーションとして新規事業を位置づけ、議員御指摘の助成金の支給についての検討を行いながらさまざまな情報媒体を活用し、町の魅力を発信していきたいと考えております。

また、先ほど答弁させていただいたとおり、広域での取り組みも視野に入れ、移住・定住に向けて施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 角田議員からの地方創生における移住・定住促進対策についてということで、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず最初に、定住・移住促進のための関連情報の提供というところでございますが、Uターン、Jターン、Iターンの推進につきましては、町内の定住人口増加に向けて、若者などが自宅から通勤可能な本町、あるいは本町周辺市町で就労しやすい環境を整備するために行うものでございます。また、その対象者は、首都圏や関西圏など大都市の方を初め全国的な取り組みとなり、議員御指摘のとおり、近隣市町と連携を図り、広域的な推進が有効であると考えております。

現在、垂井町も加入しております大垣労務推進協会において、来年度から首都圏など国内の大学等が開催する説明会や、学生向けの合同企業展へ参加する西美濃の企業に対して支援する制度が創設されようとしております。したがって、今後はこの大垣労務推進協会や周辺関連市町と連携の強化を図りつつ、新たな支援制度を企業に積極的に情報を発信していきたいというふうに考えております。

また、就労支援についてでございますけれども、現在ハローワークの求人情報を役場庁舎の玄関ロビーやタルイピアセンターで提示させていただいているところでございます。今後は、本町のホームページにハローワーク大垣や西美濃のさまざまな情報を満載した大垣地域ポータルサイト、西美濃求人情報をリンクするなど、広域的な情報をより広く提供する取り組みを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、企業誘致による雇用の拡大と住宅施策でございますけれども、議員のお尋ねにもありましたとおり、本町は企業にとっても住民にとっても交通の利便性がよいことから、現在町内では、先ほどの質問にもありました離山周辺工場用地の開発や、栗原地区への新規事業所の進出、町内既存事業の拡大など新規雇用の機会が広がる状況が整ってきております。今後、現在運用しております工場等設置奨励金や雇用促進奨励金など、企業立地促進のための施策のさらなる充実を図りながら、企業の誘致、町内住民の雇用の促進を図り、若年者の雇用確保や定住化を図っていきます。

また、住宅施策につきましては、定住・移住を希望する若者などに対する支援策として助成金制度を設けて住宅施策を推進してはどうかという議員の御提案がございました。例えば、現在運用しておりますリフォーム補助金制度の見直しを行い、空き家、空き店舗、または空き工場等とあわせて、町内外の方が移住・定住、さらには新規起業、創業しやすい支援制度の創設を考えたいと、このように考えております。なお、工場設置奨励金や雇用促進奨励金は事業主に対するものであり、住宅支援施策は雇用される者、移住者などに対するものでございますが、これら双方の助成金制度や求人情報は、議員御指摘のとおり、あわせて情報提供することにより効果が発揮できるものと考えております。これら、今後さまざまな制度の見直しを行っていく中で、双方の情報をあわせて提供できるような仕組みをつくっていききたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

続きまして、若年層の人材育成と人口流出抑制の中で、インターンシップ制度のことについてお尋ねがありましたので、御答弁をさせていただきます。

インターンシップは、学生にとって仕事のイメージを明確にすることができ、また採用後の学生と企業とのミスマッチを防ぐことができるなど、議員御提案のとおり採用側、非採用側ともに有効な手段であると考えております。就労先につきましても、町内の企業だけでなくも周辺市町の企業であっても、町内または周辺市町にUターン、Jターン、Iターンされれば効果があるものと考えております。このため、インターンシップ制度の活用については、現在岐阜県でのインターンシップを希望する学生と受け入れ企業との間を取り持つ機関として、岐阜県インターンシップ推進協議会が設立されております。県全体で広域的に学生をバックアップしようとするものでございます。既に町内企業を初め西濃地域の多くの企業でこの制度が活用されております。今後はそういった協議会ともさらに連携を図り、また本制度を活用していない企業や県外の学生及びその家族にもこれらの情報を提供することなどして、多くの企業、多くの学生が有効に活用できるように進めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 角田議員の第3点目の若年層の人材育成と人口流出抑制についてお答えさせていただきます。

地域と連携した教育の状況と、今後の地域連携型教育の方向性についてでございますけれども、教育委員会としましては、ふるさと垂井への誇りと愛着を育てるために、地域の伝統や文化、自然的、社会的な事象を教材とした学習を行ったり、地域の人々を講師として招いたりして、地域と連携した学習を展開してまいりました。

地域の企業にかかわっていきますと、中学校ではキャリア教育の一環として職場体験を行っており、多くの地元企業に御協力をいただき、労働の意義や喜びを学んでおります。小学校では社会科や総合的な学習の時間において、工業生産が自分たちの暮らしや国民の生活を支えていることを学ぶために、地元企業を教材としている学校もございます。

議員御指摘のあった地元企業を学びの場にする機会が少ないことにつきましてでございますが、小学校3、4年生の社会科では、地域の生産活動の中から農家や工場などを選択して取り上げることとなっておりますし、5年生の学習内容とか見学にかかる時間等の関係から、これらを取り扱う企業が限られてくることもその理由と考えられます。教育委員会としましては、体験的な学習を実施しやすい環境を整え、地元企業を学びの場とする機会をより多くするように指導していきたいと思っております。そして、地域の生産活動が自分たちを含めた国民の、また世界の人々の暮らしを支えていることを学び、ふるさと垂井への誇りと愛着を育ててまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 角田議員の質問のうち、総合戦略を進めるに当たっての組織強化についてお尋ねでございました。

総合戦略というのは、単に一つの課、一つの部署だけで済む話ではなくて、総合的な当然取り組みが必要になってまいります。そういった部分で、先ほど若山議員からも最後に追加で出た質問が担当部署の強化という、その質問にお答えするのを忘れまされたので、あわせてここで答えさせていただきますけれども、当然のようにやはり必要な部署において重点的に充てていくということは必要になってくると思います。ただ、やはり限られた職員の数であるということも現実にある一方で、そこら辺を見きわめながら重点的に充てていく、あるいは強くしていくということが必要であるというふうに思っておりますので、しっかりと見定めていきたいと思っております。

また、質問の中で窓口業務を含めたという御発言がございました、そこでふと思いましたけれども、今、庁舎問題に取り組んでおります。やはり新しい庁舎になりますとフロア等も変わってくるわけで、そういった中で、今ある組織体制が本当にいいのか、やはりそういった組織全般の見直しも含めて、これもやはり総合戦略を進める上において重要な問題であるというふうに思っておりますので、こういったことも含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点についてお尋ねいたします。

第1点目は、高齢者が介護保険を卒業するには、第2点目は、脱知識偏重と読書のまちについてお尋ねをいたします。

まず第1点目、高齢者が介護保険を卒業するには。

平成27年、ことしの10月6日、茨城県笠間市、同7日、埼玉県和光市、8日、埼玉県三郷市を文教厚生委員会で見学しました。笠間市ではICTで支援する地域包括ケアについて、和光市では和光式の地域包括ケア・介護予防事業について、三郷市役所では日本一の読書のまちの取り組みについて視察研修をしました。

6日訪問した笠間市（人口7万6,888人）では、全国に先駆け、地域包括ケアシステムを支援する、要介護者情報を市や家族、介護事業者や医療機関などで共有できるクラウド型介護健

診ネットワークを試験導入し、2014年10月より段階的に運用を開始しました。今後、市内約100事業所へのネットワーク展開と地域住民への説明、公開同意取得を得て、毎月約2万回利用されている居宅系介護予防サービス提供時の情報共有ツール、在宅医・救急医療連携ツール、さらには地域産業振興ツールとしてさらなる発展を目指しています。

今回、ケアシステム構築の先進市として視察研修をしました笠間市のこの取り組みは、スピーディー、効率化の観点からだけでも、時代を先取りした素晴らしい取り組みではあり、近未来において、いずれ各自治体においてこのシステムは導入されていくと確信しています。

笠間市の高齢者対策については次の機会としまして、本題に入ります。

同7日に訪問した和光市について、以下これより質問に入ります。

文教厚生委員会で、私は委員長として、ことし10月7日、埼玉県和光市の和光式の地域包括ケア・介護予防事業について視察研修をしました。健康福祉課長も視察に同行されたので、より詳しいかと思われませんが、和光市（人口8万891人）では、国が目指すモデルとも言われる理想の和光方式と言われる地域包括ケアシステムを実践しています。

その内容は、マクロの計画策定とミクロのケアマネジメントの支援、介護保険を使うのは必要ときだけという和光市民、高齢者をみずから頑張る気にさせる工夫、実態調査の詳細分析を生かした事業計画、在宅限界点を高めるサービス基盤整備、介護保険では足りないサービスを独自に創出、心・体・環境も考えたきめ細かな支援、視察が殺到する和光市の地域ケア会議、和光市における多職種協働の実際等々、支援が必要になった高齢者を再び元気にし、介護保険から続々と卒業させている和光市。毎年、要支援者認定者4割以上が介護保険を卒業し、全国平均で16.8%の要介護認定率を9.6%（2012年）という水準に保っています。和光市の第5期保険料は4,150円、第6期保険料4,228円、ちなみに全国平均は、第5期保険料4,972円、第6期保険料5,550円ということです。

介護予防を重視した着眼点、予防の効果を上げる仕組みづくり、市民から専門職までの意識改革など、和光市の取り組みの詳細を知りたくて視察研修をしました。和光市役所では、多くのほかの団体との合同視察研修となりました。視察者の多さから、全国的にも和光市に対する注目度の高さがうかがわれました。

そこで、以下質問をいたします。

問い1としまして、和光市は人口8万891人に対して介護療養ベッド数が60床、施設の入所者が少ない。高齢化で要介護者が全国的にふえていく中で、和光市は逆に要介護者が減っていく。また、介護保険料も低い。そこで、理想とされる和光市の取り組みについて、その要因について、我が町が参考とすべきことは何かをお尋ねいたします。

問い2としまして、我が町が高齢者が介護保険を卒業する、そんなまちを目指すなら何が必要か、何が重要かを尋ねます。

以前、「フーテンの寅さん」だったと思うんですが、「おいちゃん」だったか「あんちゃん」だったかわかりませんが、「おいちゃん、それを言っちゃあおしめえよ」というせ

りふがありました。そうやってふいと外へ出ていったのが頭の中にあるわけですが、まちの規模が違うとか、まちの環境が違うとか、まちの地理的条件、まちの財政等に和光市と違いがあることを理由とせず、それを前提として御答弁をお願いいたします。

2番目としまして、脱知識偏重と読書のまちについて。

大学入試改革を議論している中央教育審議会（中教審）は、2014年12月22日、大学入試センター試験にかわり、知識の活用力を見る新共通試験を導入するよう下村文部科学相に答申をしました。現行の入試が知識偏重に陥っていると指摘、受験生の能力を多面的に評価する手法に抜本改革をし、脱知識偏重を目指し、大学の個別試験も面接や小論文などによる選抜に変えることを求めました。

現行の大学入試は知識量をはかる出題が多く、センター試験を初め、1点刻みのテスト結果により可否を判断しています。答申はこうした選考方法について、知識の暗記・再生に偏り、真の学力が十分に評価されていないと指摘し、教科の枠組みを超え、記述式も取り入れ、思考力や判断力を評価する改革の必要性を強調しました。新共通試験は、現在の小学校6年生が大学受験予定の2020年度から導入することとなります。実現すれば1979年の共通1次試験導入以来の大きな改革となります。

そんな中、ことし10月8日、三郷市立彦郷小学校を文教厚生委員会で視察しました。三郷市（人口13万7,399人）は、読書活動を通して人と人のきずなを結び、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる文化の薫り高いまちをつくることを願い、平成27年3月18日、三郷市議会の議決を経て、日本一の読書のまちを宣言しました。

三郷市では子ども読書活動推進計画を策定し、家読の推進、ブックスタート事業、子ども司書養成講座など実施しています。また、これまでのことについての詳細は省きますが、日本一の読書のまち三郷づくりを推進する図書館の取り組みや学校の取り組み、各種イベントについて三郷市側より説明を受けました。そこで、以下お尋ねをいたします。

問い1、1つ目として、国は暗記力から読解力に教育の重点を移行しようとしています。我が町の読書に対する考えと取り組みについてお尋ねをいたします。

問い2、2つ目として、我が町がそんなまちを目指すなら、何が必要か、何が重要かをお尋ねいたします。町民の皆様にはわかりやすいようにお答えください。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、富田議員からの質問のうち1つ目の高齢者が介護保険を卒業するにはおけます和光市の取り組みについて、我が町が参考にすべきことと、高齢者が介護保険を卒業するまちを目指すために重要で必要なこととはについてお答えをさせていただきます。

御質問は、去る10月、文教厚生委員会におけます関東方面への視察研修におきまして、2日目の10月7日に訪問いたしました埼玉県和光市の地域包括ケアシステムについての研修に基づ

いたものでございますが、和光市は介護に係ります地域包括ケアシステムの最先進都市ということで、研修自治体も多く、当日は他市町との合同研修となったほどでございます。

初めに、和光市の介護制度に係ります現状でございますが、議員説明のとおり、介護認定率が10%に満たない水準を保ち、人口が8万人ほどであるにもかかわらず、介護老人福祉施設、特養のベッド数は60床のみで、施設入所に頼らない介護の方針を打ち出すとともに、介護保険料は現在4,228円で、今回の保険料の改正ではわずか78円の増加といった健全な制度運営がなされているということでございます。これが地域包括ケアシステムと介護予防を構築し、実践した結果によるもので、これからの介護制度の取り組みに求められ、今回法律も同様な改正がなされているということでございます。

和光市では、当該システム構築のためにマクロ計画とミクロのケアマネジメントの取り組みがなされたものでございます。マクロ計画では、ニーズ調査により具体的にどこに何をどのくらいといった課題の把握や、日常生活内に計画的にデイサービスやグループホームの設置、そして何よりも市民に対して、介護保険制度の本質理解を得るために徹底した出前講座を実施といった介護制度に係る環境整備を行ってきたとのことです。

また、ミクロのケアマネジメントでは、多制度・異職種による包括ケア会議を活用するもので、当会議を定期的で開催して被介護者の個別プランの作成とともに、参加メンバーの支援の質と専門性の向上を図るなど、携わる方の育成をも踏まえて実施し、介護職としての誇りを持たせて離職率を下げる狙いもあるとのことでした。

和光市の取り組みは、当町にとって多くの点が参考になるものと思われま。和光市を踏まえて、今後の当町の高齢化を鑑みれば、特に認定率の低減と介護度の重度化予防である介護予防の取り組みと、施設入所に頼らない要介護4、5でも在宅介護を目指した、在宅介護を重視する地域包括ケアシステムの構築が当町の課題であると思われま。

しかしながら、当町では、和光市同様の取り組みが展開できるかを考えてみますと、やはり当町とは地形、地域性、生活体系や人口、年齢層の分布、そして財政規模など、和光市とは大きく隔たりがあるわけございまして、あくまでも和光市を参考にしながら、当町ならではの政策を展開せざるを得ないと考えるところでございまして。

そこで2点目の質問の、和光市のようなまちを目指すために重要で必要なことについてですが、あえて上げるならば、介護状態にならないための介護予防の取り組みと、介護や支援が必要になっても、住みなれた地域で健康で安心して暮らすための取り組みと考えています。

初めに、介護予防についてですが、まずは支援や行動を必要としないためには、何が重要で何が必要かなどについて、高齢者を初め、住民に対しまして、より積極的な介護予防のための啓発と意識改革が必要であると考えています。

これは和光市におけます住民の介護保険制度の本質理解と同じで、住民が支援や介護を必要としないための基本的なことを正確に理解することで、介護に対する意識を高めて、今後実施する取り組みの基盤を築くものでございまして。そして、現在検討しています介護予防日常生活

総合支援事業で、これまでの1次予防、2次予防事業を廃止され、基本チェックリストにより介護サービスが割り振られることとなります。今後新しい総合事業に移行することにより、今まで本町が実施してまいりました介護予防事業にかわりまして、地域で自主的に活動されている団体や、新たに活動を展開される組織などに行政が支援していく方向になっていきます。

サロンや運動、料理などの住民運営により集いの場を充実させて、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことが、介護を予防するための必要なことであると考えています。

次に、介護が必要となっても住みなれた地域で健康で安心して暮らすための取り組みですが、状態の改善が見込まれる人たちの身体機能を積極的に回復させるための個別ケアプランの作成とか、地域の方々による生活支援のボランティア制度の充実が必要と考えているところでございます。

個別ケアプランの作成は、より一層ケアマネジャーの能力を向上させて多職種とのネットワークを構築する中で、和光市の包括ケア会議までは至らないものの、本町に合った地域ケア個別会議の開催を推進していく必要があると考えています。また、生活支援ボランティアについては、当町において豊富な資源である元気な高齢者などにより、町内全域や各地域ごとに組織して、被介護者をよく知る方々の力を利用して、生活の支援をすることが被介護者が住みなれた地域で暮らしやすくなるものと考えています。また、町内の元気な高齢者の力を活用することは、高齢者の介護予防にもつながるとともに、地域のまちづくりにも効果があるものと考えているところでございます。

以上、介護に係ります個別具体的な取り組みにつきましては、多種多様な方法が考えられますが、当町の高齢者ができるだけ健康で、そして元気に幸せな暮らしをするためのサポートができるよう、今後の取り組みにおいて和光方式を大いに参考とする所存でございます。

以上、富田議員からの高齢者が介護保険を卒業するにはの御質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 多和田敦君。

〔生涯学習課長 多和田敦君登壇〕

○生涯学習課長（多和田 敦君） 富田議員の2番目の質問の、我が町の読書に関する考え方と取り組み、それから読書のまちに向けての必要なもの、重要なものという御質問にお答えさせていただきます。

子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で読書活動は欠かせないものと考えております。

垂井町では、平成24年8月に垂井町子どもの読書活動推進計画を策定し、計画の重点として、子供の読書環境の整備と読書機会の充実を図る、子供の読書活動推進のための関係機関との連携を図るの2つを定め、計画の期間を29年7月までの5年間といたしました。この計画に基づき、乳幼児、小学生・中学生、高校生への取り組みを現在行っているところでございます。

まず乳幼児には、保健センターにおいてブックスタートを実施しております。タルイピアセンターの職員が4カ月健診で受診される赤ちゃんに絵本を差し上げ、その保護者に乳幼児への読み聞かせをしていただくよう推進をしていっているものでございます。この活動は、絵本を通じて親子の触れ合いを深めるだけでなく、赤ちゃんが読書、本を自然に受け入れられるきっかけとしても有効であるというふうに考えております。

これを読書活動のスタートとし、次に各幼稚園・保育園、こども園への読み聞かせ活動を行っており、各園、留守家庭児童教室、いずみの園には毎月50冊前後の本を貸し出して図書に触れる機会をつくっております。

次に、小学生・中学生に対してですが、学校図書室での読書のほかにタルイピアセンターの図書館職員が学校を訪問し、授業に関連した本を紹介するブックトークという活動をしております。このブックトークは、現在、町内全小・中学校の特別学級を含む全学年で行っております。また、中学校のお昼の放送を利用し本の紹介をするなど、年間50回以上のブックトークを実施し、小学生・中学生への読書のきっかけや本に興味を持つ機会の提供をしております。

また、タルイピアセンター図書館では、中学生・高校生に向けた専用コーナーを設け、読書機会の少ないとされる世代に向けての読書の推進ということで読書サービスを行い、中・高校生の利用をふやす努力をいたしております。

このほかに、今年度新たな活動として10月から来館者に読書通帳を配付いたしております。これは自分の読書履歴を書き残すことで、自分の成長とか読んだ本の内容を思い返すとかというものを見てとれるようにしているものでございます。配付を始めて2カ月ほどになりますが、約600冊が子供たちを中心に住民の方に配付いたしまして利用をされております。

町では、乳幼児から高校生まで、それぞれの年代に応じた読書活動の推進を努めております。また、こういった図書館の事業だけでなく、住民ボランティアによる各学校、幼稚園・保育園、こども園での読み聞かせ活動、地域の方にもかかわっていただく形で読書活動が盛んに行われておりまして、読書を通じて地域の人とのコミュニケーションも深まっておると考えております。

このように本に親しむ機会を普及し、読み聞かせ活動を広めていくことで、町全体に読書活動を広めていきたいというふうに考えております。さらに今後、読み聞かせのための養成講座を開催し、読み聞かせボランティアの育成を図っていくことで、それぞれの地域で読み聞かせ活動を計画し、さらに推進していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第2点目の、脱知識偏重と読書のまちについての中で、学校における読書に対する考え方と取り組みについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、中央教育審議会は大学入試改革を議論する中で、知識の活用力を見る

試験を導入するよう昨年の12月に文部科学大臣に答申をいたしました。これは現在の入試制度が知識偏重に陥っているため、記述式を導入し、思考力や判断力を評価しようとするものでございます。

議員は、国が暗記力から読解力に教育の重点を移行しようとしている点を捉え、読書の重要性を述べておられます。学校におきましては、朝の活動において読書の日を設定したり、また推薦図書を読み切る冊数を設定したりして子供の読書量をふやすようにしております。また、今年度府中小学校と北中学校を読書活動の充実を推進する学校とし、ここでの取り組みの成果を町内の小・中学校に広めていくよう考えております。

今後とも学校における読書活動の充実に努めてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 御答弁ありがとうございます。

大体言い当てられているとは思いますが、1つ物足りないと思いましたが、先ほど「フーテンの寅さん」で言いましたが、ああいったいろんな条件を上げてしまえばそれでおしまいよということになってしまいますので、よろしくお取り組みをお願いしたいと思うわけです。

もう1つ、長年視察研修をしてきましたが、物足りないと思うことは、私、きょうこの通告書には、担当課長さん、そして副町長さんと書いてあったわけなんです、何も御答弁がございませんでした。

そこで、副町長さんに再度質問をいたします。

副市町村長制度創設の目的は、従前の助役の権限の強化、明確化を目的として、助役は廃して新たに副市町村長が設置されることが目的でした。それと、副町長の職務は、167条では町長を補佐し、町長の命を受けて政策、企画をつかさどり、具体的には町長にかわって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行ったりとあります。また、1番に同僚議員が話されましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、全ての地域公共団体に総合教育会議を設置、教育に関する大綱を市長が策定すると。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針とあります。

そこで、副町長にお尋ねをいたします。

大きな第1点目の問い2について、和光市は行政が強いリーダーシップをとって、自分たちのまちにふさわしい仕組みづくり、まちづくりを進めたと思うわけです。その取り組み、行政の打ち出した明確な方針を、支援者、いろんなボランティアの方も含め、また市民も十分に理解しているからそれが可能だったと、それが必要だというふうに私は考えたわけでございますが、再度お尋ねいたします。

問い2、我が町の高齢者が介護保険を卒業するには、そんなまちを目指すなら、何が必要か、

何が重要かを副町長に再度お尋ねいたします。

大きな第2点目、これにつきましても副町長にお尋ねいたします。

三郷市は、日本一の読書のまち三郷づくりを推進するために、学校、図書館、家庭、地域、行政が一体となり連携して取り組んでいる。裏を返せば、一体とならなければ日本一には決してなれないということ。

それと2つ目に、学校校舎の至るところに読書環境の整備充実のための創意工夫が凝らしてあったと。国は今後、暗記力から読解力に教育の重点を移行しようとしている、まさにその先取りをしていると言えらると思います。すなわち、学校と保護者の理解を得るところから始めなくてはならない。そんなことを私は思うわけでございますが、副町長に、我が町がそんな町を目指すなら、何が必要で何が重要かを改めてお尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の副町長という任務の成果性から、今回視察された和光市の中において、再度垂井町で取り入れるべく、なおかつ垂井町にとっての課題は何かといった御質問と、それから今後、読書のまちをつくっていくために必要な施策等についての、改めて私に対する質問というふうに認識しております。

実際のところ、私もこの和光市、それから三郷市については、視察に行っておりませんので、その実態すら、それぞれ視察に同行いたしました課長からの復命書を読んで中身を知る限りでございます。

富田議員がおっしゃられるように、垂井町と和光市についてでございますけれども、当然置かれておる財政の立場は全く違います。特に高齢者対策におけます介護保険の部分でございますけれども、この部分につきましては、人口規模から当然高齢化率も全く違います。そうしたことから、健康福祉課長も申しましたように、今後は予防活動が非常に重要であるというふうな認識は持っております。そういった観点から、私の立場といたしますのは、やはり今掲げられております5次総に従って、町長の補佐をしっかりしていく立場でございます。

それと、読書の関係でございます。

こちらにつきましても、教育委員会の所管といたつても新しい教育制度になりました。総合教育会議等で、今後、読書のまち垂井町をどういうふうに進めていくかということでございます。今それぞれ担当所管のほうからる説明がございました。やはり読書のまちを進めていくに当たりましては、小・中学校の児童・生徒はもとより、保護者の方々の理解も必要でございます。

そういった観点からこれから進めていくわけでございますけれども、いずれにしましても、私の立場は町長の指示に従いまして、なおかつそこにプラス企画力をもって事業を推進していくという任務でございますので、そういったことでひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

お尋ねするのは2点ございまして、大きな1点は、国民健康保険特別会計についてでございます。お尋ねする事項は5項目ございます。

それから第2点目は、平成28年度予算編成に係る方針と作業等についてでございます。お尋ね事項は5項目ございましたが、最後の5項目めは主管課長さんにお尋ねをしたわけですが、主管課長さんは予算編成を調整する側の課長さんでございますので、ちょっと質問には酷かなということで取り下げをさせていただきます。

それでは、第1点目の国民健康保険特別会計について御質問をさせていただきます。

我が日本では、日本国内に住所がある人であれば、年齢に関係なく誰もが何らかの公的な健康保険に加入しなければなりません。いわゆる国民皆保険が義務となっています。大きく分けて2種類の保険があります。1つには社会保険、もう1つは国民健康保険であります。

国民健康保険は市町村の公営企業であります。一般に行われます行政事務は、市町村税の一般財源により賄われるのに対しまして、国民健康保険事業は、加入されてみえます方の国保税と、またそれに係る国庫負担金等の特定の収入を財源として、保険給付を主として特定の支出に充てられております。この点から見ても、国民健康保険事業は市町村の事務事業の中でも独立した特色のある事務事業でございます。

以後、ちょっと長いですから国保事業と呼ばさせていただきます。

もちろん国保事業は、地域住民の医療を保障し、住民の福祉を増進する目的で行われるものであります。収益を目途とするものではありません。そこで、国保事業が健全に運営されるためには、国保に関する収入や支出は市町村の会計区分とし、特別会計を設けることとされており、垂井町においても、垂井町国民健康保険特別会計として目的を持った独立した経理を行う会計として予算の執行に充てられております。ちなみに平成26年度の決算については、第4回9月議会にて審査がなされ、一般会計、特別会計、全ての会計は認定されております。

そこで、私なりに審査に抵触しない程度に掘り下げて、平成26年度国保会計の決算を分析いたしました。数値は万単位でとめさせていただきます。

まず1つ、国保税の収入未済額は1億5,237万円でありました。いわゆる滞納額です。2つめに、一般会計からの繰入金は1億6,053万円です。当初予算の繰越金の科目計上は2,963万円を見込んでおりましたが、決算では3億1,687万円です。4つ目に、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は2億6,216万円、いわゆる剰余金です。5つ目、決算で剰余金が生じたので基金への積立金は1億2,011万円されました。6つ目、歳出全般を見ましても、ほぼ前年並みの執行でございました。本来ですともっと掘り下げて分析すべきかもしれませんが、以上の状況から見て、この平成26年度の国保会計は、予算から1年間を通した決算を見ても、とても余裕を持った会計であると思われれます。

そこでお尋ねいたします。

第1点、平成27年度当初の予算措置から、今回の定例会の議会では4,667万2,000円の追加補正がされておりますが、財源は繰越金でございます。現時点の執行から見ましても、27年度の最終決算では、剰余金が生じることが私は想定をいたします。しかも一般会計の繰入金より上回るんじゃないかなと思われまします。これらから想定しても、次年度への繰越金も多額がやはり見込まれると思ひます。これらから見て、一般会計から繰り入れするというにどのようによに捉えられますか、お答えをお願いします。

2つ目、高齢化が進むにつれ、社会保険に加入されていた団塊世代が国保に加入される傾向がここ数年増加すると思われまします。つまり国保税の増収が見込めると思ひます。剰余金もあひます、繰越金も多いですと予想されるこの国保会計。町長、一度税率を引き下げる思い切った見直しをされてはいかかですか。

3つ目、国保税の税率は市町村によつてまちまちでございます。また、国保税の算出方法も、世代とか個人によつてまちまちでございますが、決算審査の過程の中で、執行部のほうから、垂井町にあつては県下でも上位に位置しているとのことでした。平成27年度ではどのような位置づけになっておりますか。難しいかもわかりませんが、県平均値がわかれば教えていただきたいです。

4つ目、国保基金は2億5,117万円でございます。条例で規定もされておりますように限度額が規定されておりますが、どの程度まで積み立てをされますでしょうか。

5つ目、国保会計は目的会計であります。年度で剰余金が生じた場合、本来、保険事業に充てるか、当該年度の被保険者に還元するか、また国保の必要とする事業に充てるべきかと思ひますが、この見解についてお尋ねをいたします。

続きまして大きな2点目、平成28年度予算編成に係る方針と作業等についてお尋ねをいたします。

国においては、毎月月例経済報告がされております。これによりますと、我が国経済の基調判断は、8月は景気はこのところ改善、テンポにばらつきが見られるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で各種政策の効果もあつて、緩やかに回復していくことが期待されると発表されております。

9月の月例報告を見ますと、景気はこのところ一部に鈍い動きも見られます。しかしながら、緩やかな回復基調が見られると言つております。10月を見てみますと、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いておる。11月では、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているというふうによ月例経済報告は発表をしております。

これを受けまして、総務省が発表しております平成28年度の地方財政計画の中で、地方財政の健全化、元気で豊かな地方創生への取り組み、地方税の充実確保、地方団体の業務改革と財政マネジメントの強化を課題として提言されました。28年度の自治体計画です。全国の自治体は、これら国の経済財政指針のもと、平成28年度の予算編成作業に取り組まれていると思ひます。

また、去る11月11日から13日にかけて、平成27年度、総務省でございますが、行政事業レビューを実施されました。各府省が概算要求前におのおのの事業予算が最終的にどこに支出され、何に使われたかといった実態把握と、国民に明らかにしつつ、その結果を予算の要求や執行に反映させる取り組みがなされました。いわゆる行政の無駄を削減するのみでなく、事業の効果、効率的な実施を通じ、質の高い行政を実施するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を進めるなどにより行政事業レビューが実施されました。

我が垂井町においても、財政事情の公表のみでなく、このような例えば事業レビューなどは必要と思われまじし、住民の深い理解を得るには、ぜひ実施すべきだと思います。第5次総合計画も平成29年が計画最終年で、残り2年を迎えます。計画当初より地域を取り巻く社会・経済環境が大きく変化してきております。人口減少、少子・高齢化、また価値観の変化による多様化、複雑化、社会保障費の増加などなど厳しい行財政環境にあっても、行政サービスは着実にかつ継続的に提供していかなくてはなりません。

そこでお尋ねします。

まず第1点目、垂井町のホームページの中の垂井町例規集を検索しますと、条例と規則が表示されております。しかしながら、行政事務執行に細かな約束事のような規程、要綱、要領、規約が反映されておられません、なぜでしょうか。今後もこのままの状態ですか。

2つ目、次年度の予算を編成するに当たり、町の行財政の方向性を示すためにも、次年度に向けた予算編成方針、これは住民に知らせるべきだと思いますが、御見解をお聞かせください。

3つ目、平成22年5月に訓令で垂井町経営統合会議設置要綱が規定されております。この規定を見てみますと、垂井町の行財政運営、予算、改革など重要な施策について審議調整されることになっております。まさに経営統合の会議の場と承知をいたします。

そこで、その中で要綱を見てみますと、統合会議、管理委員会、作業グループ、検討委員会、プロジェクトチームと項目がございます。それぞれが位置づけられております。取り組まれました業務等がわかればお知らせをしていただきたいと思います。また、それぞれ各セッションで審議されたなど、支障のない限り主な施策もお聞かせいただければと思います。また、特に平成28年度予算編成についての経営統合会議の中で協議・調整をされたと存じますが、その過程もお聞かせください。

4つ目、平成28年度予算編成について、町長が示された施政方針をお示しいただきたいと存じます。また、町長として、特に重要な施策として予算に取り組むよう指示された事務事業、いわゆるトップダウンされた事業をお聞かせいただきたいと思います。

以上、数点にわたり質問させていただきました。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 山田議員の1つ目の国民健康保険特別会計について5点の御質問がございました。お答えをさせていただきます。

議員からの御説明にもございましたが、国民健康保険制度は他の医療保険に加入している者を除いた全ての住民を被保険者としており、国民皆保険の重要な役割を果たしております。

しかし、一方では、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い、医療費は増加をし、これに伴い保険税の負担が増加をしております。また、自営業者、無職者などを被保険者とする制度上、景気の低迷による厳しい経済状況にかかわらず、自主財源を確保しなければならないといった財政上の構造問題を抱えており、垂井町国民健康保険においても、喫緊の課題となっております。

国民健康保険特別会計の平成26年度決算状況は、歳入歳出差引額が2億6,216万8,928円、国民健康保険基金の決算年度末現在額は2億5,117万5,406円、合わせて5億1,334万4,334円と国民健康保険の健全財政を堅持し、余裕も出てきているといった状況でございます。

これは平成25年度の税率引き上げや近年の医療費の動向が横ばい、あるいは微増といった状況であったこと、また公費等の財政支援や財政調整により、予算を超える歳入があったといったことによるものでございます。

それでは、1点目の一般会計から繰り入れすることについての御質問でございます。

一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すものは、総務省自治財政局調整課長通知による法定繰出金で、保険基盤安定制度として繰り出すもの、国民健康保険事務の執行に要する経費、出産育児一時金の3分の2の金額、国保財政安定化支援事業として病床数が特に多いなど、保険者の責に帰することができない特別事情により繰り出しをするもの、また法定外繰出金とされておりませんが、乳幼児医療などの福祉施策により、医療費の波及増相当額を繰り出ししております。これらは国・県・町が負担すべきものとされており、健全な国保財政運営を図る上で義務づけられているものでございます。保険税負担を軽減するための政策的に国民健康保険特別会計に繰り出すものは行っておりません。

次に、2点目の国民健康保険税率を引き下げる見直しについての御質問でございます。

冒頭で剰余金と基金保有額を合わせて5億1,334万4,334円と、国民健康保険の健全財政を堅持し、余裕も出てきていると説明をいたしました。しかしながら、医療費の動向も近年の横ばい状況から増加傾向へとといった状況にあります。今の時期での見込みでございますが、余裕のある繰越金も大きく減額をすると想定をしております。また、平成30年度からの国民健康保険の県域化に伴う納付金の試算において、医療水準、また所得水準から保険税率の引き上げが必要であると想定もされております。

しかし、予測が困難な医療費の状況や制度改正の不透明な状況の中において、国民健康保険の健全財政の堅持に向けて、議会並びに諮問機関である国民健康保険運営協議会とも協議をいたしまして、保険税率の見直しについて検討していきたいと考えております。

次に、3点目の国民健康保険税率の県下での位置づけと県平均値についての御質問でございます。

平成26年度の実績ベースでの県下の状況では、保険税率の指標といたします保険税の1人当

たりの調定額が10万4,554円、県平均が10万116円で、県平均より4,438円高い状況にあり、42市町村中12位の位置にあります。平成27年度の当初賦課額での1人当たりの調定額は9万7,861円です。県下での比較の数値はまだ示されておられませんので、御了承をお願いいたします。

次に、4点目の国民健康保険基金について、どの程度積み立てされるのかの御質問でございます。

垂井町国民健康保険基金条例第2条第2項で、基金に積み立てる上限額を規定しております。当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額及び当該年度内に納付した後期高齢者支援金等及び納付金の総額の12分の3に相当する金額に達するまでとしており、平成26年度末の基金積み立ての上限額は6億4,700万円ほどになります。

また、現在は廃止されておりますが、過去に厚生省指導方針による基金積立必要額が示されておりました。保険給付費拠出金及び納付金の過去3カ年の平均の5%相当額としており、基金積み立ての最低必要額が1億2,700万円ほどになります。

これらを参酌し、医療費の急激な伸びなどの不測の事態、また国保事業の健全な運営を図るために、中・長期的に見た基金の保有額を検討していきたいと考えております。

次に、5点目の年度で生じた剰余金の使途の見解についての御質問でございます。

繰越金については、保険税が納付され、歳出が執行できる財源となるまでの運転資金として、また国・県等の交付金などが支払いされるまでの立てかえの資金として、これらが履行できる額を必要とし、運用をしております。

さらに9月議会に上程した補正予算にて、精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金の財源、また本議会においても上程した補正予算にて、高額療養費の増額分や国・県負担金の精算に伴う返還金の財源としております。このように予算額を超える医療費等の増額など、早急の対応を必要とする歳出の財源にも充てております。

また、来年度予算については医療費の増加傾向が見込まれることから、被保険者の負担をこうむることのないように、大きな財源として計上し、国保事業の健全な運営に資するために検討をしております。

答弁は以上でございますが、垂井町国民健康保険を取り巻く状況は、高齢化の進展により医療費は増加の傾向にあり、また経済状況や被保険者の減少などから、保険税収入の低下など、一段と厳しくなっております。こうしたことから、今後とも社会情勢、経済情勢、医療費の動向等を注視し、また中・長期的な健全財政の堅持に向けて基金保有額、また繰越金のあり方、また保険税率についての検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは山田議員の2つ目の御質問、平成28年度予算編

成に係る方針と作業についての3つ目の御質問でございます垂井町経営統合会議におけます審議調整について答弁をさせていただきたいと思っております。

予算全般につきましては、総務課長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

垂井町経営統合会議は、平成22年、これまでの企画会議を見直しまして、町政の重要施策等を審議調整し、もって行財政運営の計画的かつ統合的な執行を図るため設置されまして、所掌事務といたしましては、行財政運営に関する施策、計画等の施策及び振興管理に関すること、予算に関連する重要施策及び重要事業計画の策定に関すること、行財政改革の推進に関すること、その他行財政運営に重要な影響を及ぼす事項に関することと規定をされております。また、統合会議の議長は町長、副議長は副町長と、議員は教育長、課長及び議会事務局長で組織構成をされております。

また、昨年度実施した平成27年、今年度でございますけれども、事業のヒアリングを経まして、今年度実施をしている事業に専門的に協議が必要であると町長が認めましたまち・ひと・しごと創生事業、幼保一元化並びに下水道事業及び文化会館について、それぞれ協議事項について調査・検討を行い、経営統合会議に報告するため4つの検討委員会を設置し、まち・ひと・しごと創生事業検討委員会におきましては、協議事項を調査・研究し、その内容を検討委員会に報告させるため、関係各職員によりますプロジェクトチームを設置しました。また、経営統合会議につきましては、これまで4回開催し、経営統合会議の設置並びに垂井町新庁舎基本構想策定に係ります中間報告、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び垂井町新庁舎基本構想の素案について審議調整を行ったところでございます。

以上、今年度の垂井町経営統合会議の審議調整の状況でございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の大きい2点目、平成28年度の予算編成に係る方針と作業等について、私どものほうからお答えしたいと思います。

4点ほど問われてございますが、まず1点目でございます。

町のホームページに要綱などは反映されていないがなぜかと、今後もこのままの状態かについてのお尋ねでございます。

現在、町のホームページでの例規集の公開につきましては、議員御指摘のとおり条例と規則だけとなっております。この条例や規則につきましては、地方自治法に根拠がある法規であることから、ホームページにおいて公表をいたしておるところでございます。

一方、要綱や規程などにつきましては、法的根拠がない、いわゆる内規としておりますが、公表をいたしておりませんが、ホームページでお知らせしている事業の関連資料といたしまして、一部においては掲載している現状でございます。したがって、今後の課題として検討

させていただきますので、何とぞ御理解賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の予算編成方針を住民に知らせるべきではないかについてのお尋ねでございますが、平成28年度の予算編成方針につきましては、去る10月27日付をもちまして、各課長に通知をいたしたところでございます。そこで議員御質問の予算編成方針の公表についての件でございますが、現在垂井町では新年度予算の概要、そしてまた前年度の決算の概要などにつきましては、御案内のとおり広報「たるい」を通じまして、毎年度公表をいたしておるところでございます。

その趣旨につきましては、法令でも公表する旨、規定がなされておること。そしてまた住民の方々にとりましても、最も身近な情報であるといったようなことから、理解しやすい内容、そしてまた工夫、改善に努めておるところでございます。

その一方で、予算編成方針につきましては、骨格的な事項を文書化したものでございまして、この方針は全庁的、いわゆる職員に示すものと認識をいたしております。今般の御指摘を受け、公表の検討・研究はしてまいりますけれども、引き続き住民の立場に立った効果的な行政情報の発信、公表に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、3点目の垂井町経営統合会議等で審議された施策、そしてまた28年度の予算編成についての調整過程についてでございますが、私のほうからは予算編成に係ります調整、その過程についてお答えをしたいと思います。

各所管からは、先ほど企画調整課長が申しましたとおり、検討委員会での結果を踏まえまして、新年度の予算編成前にその取り組みに関する主要事務事業を企画調整課に提出することとしております。その後、提出されました主要事業について、次に企画調整課から各所管に対してヒアリングが行われまして、その席には私と財政係長も同席をいたしております。

ヒアリング終了後、各課では主要事業を含めた予算編成に取りかかるわけでございますけれども、本年度各課から企画調整課に寄せられました主要事務事業の総数につきましては、約160件ほどございました。財政所管といたしましても、ヒアリングの場でそれぞれの所管課から事業の趣旨、あるいはその考え方を聞き取りしながら、ヒアリング結果の送付を受けた後につきましては、各所管から提出された予算要求書に基づき、今後予算査定を経ていくこととしております。これらの結果の取り扱いにつきましては、当然ながら予算編成時の調整に反映をしていくつもりでございますので、よろしく願いをいたします。

このように、こうした政策の形成、あるいはヒアリング実施の過程に財務を適切に位置づけることで、適切な事業コストの把握や、長期的な財政見通しを作成する上で有用な編成手法として採用されておるところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、第4点目の町長が示しました施政方針並びに特に重要な施策とトップダウン事業についてのお尋ねでございます。

平成28年度予算編成方針では、国の動向及び当町の実質収入あるいは実質公債費比率など、

町の財務事情を提示した上で、今後の課題も含めまして、主に次の5項目について町長から職員に指示がなされたところでございます。

1つには、庁舎建設、幼保一元化、その他公共施設の老朽化対策など、今後予定されます大型事業を着実に進めていくために多額の財政投入が見込まれることから、職員一人一人が認識をいたし、中・長期的な視点に立った事業の取り組みを進めること。

2つ目に、基礎自治体の使命を十分認識し、将来の垂井町を見据え、緊急度・優先度を明確にしながらかつ実に事業を進めること。

3つ目には、行政評価や行財政改革大綱などを通じて、事業の実績や効果を検証、見直ししながら、28年度の予算に的確に反映させること。

4点目には、29年度に目標年度を迎えます第5次総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に重点を置きまして、協働の実践を強く意識した編成に取り組むこと。

最後に5つ目でございますが、町政を取り巻く現状や将来の方向性を職員全員がみずからの問題として十分に理解し、責任を持って事務事業に取り組むこと。以上の5点とされておるところでございます。

中でも特に庁舎建設、あるいは垂井こども園（仮称）の建設に向けた予算編成について指示がなされたところでございますが、あわせて29年度に目標年度を迎えます第5次総合計画、そしてまたまち・ひと・しごと創生総合戦略にも重点が特に置かれたところでございます。

以上4点について御回答申し上げましたが、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず全般的にでございますが、住民課長もそうですし、総務課長もそうでしたが、法令に決められたこととか、こういうことで根拠はこれですからというような最初の出だしの言葉がございまして、なるべくこういう言葉は使わないようにしていただきたいと存じます。あくまでも行政に携わってみえる執行部の方ですから、法令に従うのは当然でありますけれども、私どもが求めているのは、その法令に準じたその中で縛られたことを言っているわけじゃないんです。それが、だから、できないかということをおっしゃるんですから、そこら辺を誤解のないようにお願いします。

国保会計でございます。

出産とか病床とかいろいろ、どれだけの範囲は一般会計のほうから、行政で持たなくちゃならないということで繰り出しをしているということで国保会計で繰り入れをされているわけですが、先ほど言いましたように、規定がされているからその限度いっぱい繰り入れするんじゃないかと、全てのいわゆる繰越金があるから、剰余金があるから、滞納額があるから、

基金へ積み立てられるから、実質収支がこれだけだというようなもろもろを踏まえた中で、やはり一般会計からの繰り出しというのは考えていただきたいんです。

一般会計というのは、皆さん住民からの税金であります。いろんな事業に充てていかなくちやならないんです。国保の中で全て規定されているものを繰り出すということは、少しやはりやめていただきたい。これが決まっているからそうだとおっしゃるんですけど、もう一度御回答を。ここらあたり、町長か副町長にぜひお願いします。

それから国保税の税率関係、わかります。住民課長も余裕がありそうな答弁でございましたが、ここらあたり、町長が本当に思っていることをおっしゃることの御答弁をお願いしたいと存じます。

それから経営統合会議でございます。

経営統合会議は何回か行われて、いろんな事業をやられて、いろんな形で協議・調整されているのはよくわかります。この予算に関して総務課長からお話がありましたが、予算に関して企画調整のほうに提出がされまして、そのヒアリングを企画調整でやり、総務課長と財政係長が同席して審査されるということになっておりますけれども、それは経営管理委員会で十分できるんじゃないですか。その経営管理委員会の中になぜ副町長は入らないんですか。予算を決めていくんですよ。総務課長と企画課長と財政係長、そこらあたりでもし落とされた場合、それが住民としては望まれているような事業があったらどうしますか。ここら辺、ひとつお願いします。

それから最後に、町長が5項目について特にお話をされたということでございます。第1点目はわかります。第2点目から、いわゆる優先的、緊急性のあるものとか、また行政効果のあるものとか、町に等しいものとか、取り巻く現状を把握しながらとかと、何も事業名が出てこないじゃないですか。町長さん、平成28年に取り組みされる予算というものはこういうものだというものをお示しいただきたいと存じます。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず答弁の仕方にもよると思うんですけども、やはり我々は全て法令に準拠した形で業務をしておりますので、その根拠を示すことは必要であるというふうに思います。根拠をしっかりと示すことは絶対に必要であるという思いで、これは職員、特に新卒採用職員においても、公務員の必要性という部分で法令をしっかりと研究しろ、勉強しろということは絶えず言っておりますので、それに基づくことは絶対に必要であると私は思っております。

それから税率について、本音のところということでございます。

国保税の税率につきましては、今までも議員よく御存じのように上げたり下げたりというような形、当然厳しくなれば上げざるを得ませんし、余裕が出てくれば下げたという状況でございます。

先ほど担当課長が申しましたように、比較的今は余裕がある状況でございますけれども、こ

れはやはり年度末に向けて、最終的な今後の動向等をしっかり見定めた上で調整していくというふうに思っております。

私自身もこれだけ余裕があればという思いはないわけではありませんけれども、社会経済状況、今後消費税の値上がり等もありますので、そういった部分での政策的な判断というものも必要になってくる部分があるかも知れません。確かに今余裕がありますので、下げるということも一つの選択かも知れませんが、これは年度末に向けての状況等、しっかり把握をしていきたいと思っております。

それから統合会議のことでおっしゃった部分は、1項目め以外は必要ないのではないかということですが、まさに編成方針といいますのは、来年度の予算をつくっていく上での基本的な考え方であります。今も600のヒアリング項目があるということをお話ししましたが、それを全て網羅してこれはやれ、これはだめだという話ではなくて、やはりその基本方針を示すのがこの編成方針でありますので、そういった中で基本的な考え方、これからのまちづくりの考え方と協働ということ意識する必要があるし、こうした厳しい財政状況の中・長期的にしっかり見ろということも必要であると思っております。

その中で、やはり喫緊に迫っております庁舎の問題、あるいはこども園の問題、それからまち・ひと・しごとに関する部分、こういったものが重大であるという思いの中で、特に個別名を上げて指示したところがございますので、御理解賜りたいと思います。

足りない部分は副町長から補足させます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） それでは、私のほうから国民健康保険特別会計の繰出金の部分、国民健康保険特別会計側から言えば繰入金でございます。

先ほど担当課長のほうからも申し上げましたけれども、この繰入金に関しましては、法定繰り出し、繰り入れでございますけれども、保険基盤安定制度というものと、それから国保財政安定化支援事業ということで、これらにつきましては、山田議員の御質問に対して反論したような形になるんですけれども、これはある一定のルールといいますか、それぞれ岐阜県の国民健康保険特別会計、それから岐阜県の国保課のほうからしかる額について繰り出しなさいという通達があつて、それに基づいて繰り出しております。

したがいまして、それを先ほど言われましたように剰余金があるからということで調整したりなんかしますと、後々の会計検査等にも影響してまいるというふうなことで、このあたりにつきましては、言われるとおりの額といえばそれまでなんですけれども、そういった形で繰り出しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

それと、経営統合会議に関する部分で、副町長が経営管理委員会の委員長でありながら、なぜヒアリングに同席してないかということがございます。

当然この主要事業ヒアリングにつきましては、次年度の予算編成をする上に当たりまして、

1つの大きなプロセスでございます。当然経営管理委員会の委員長として、あるいは経営管理委員会に属しております各課長でもってヒアリングを行っております。したがって、私もこのヒアリングの中には同席をさせていただきます、それぞれ主要事務事業について検討しておりますので、そのあたりよろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

大きく2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、ふるさと納税についてお尋ねします。

平成20年4月に施行されました制度ですが、27年4月に税制改正により、さらにお得で手軽な制度となったことから、地方創生の目玉として取り組み、成果を上げている自治体が数多くあります。寄附のお礼として贈られる地域の特産品も魅力の一つであります。

その一つの例ですが、北海道のむかわ町では、平成20年度ふるさと納税は21件、70万円でしたが、平成26年度には7,480件、1億1,581万7,101円ものふるさと納税がありました。その経過としては、24年度にインターネットのふるさと納税専門サイトの開設や、25年度にふるさと納税自体の知名度が上がったことなども背景にあります。26年度にはクレジット納付の受け付けを開始し、特産品メニューをふやし、期間限定の設定のものも始めるなど、前向きな姿勢でさまざまな工夫をしております。そのお金を目的ごとに設置している基金に積み立てています。特色ある地域づくりや未来にはばたく子供たちのためにも、このような基金があることはとても心強いことでもあります。

そこで当垂井町では、ふるさと納税についてどのような取り組みをしているのかお尋ねをいたします。

本年9月にも、同僚議員からふるさと納税についての質問がありましたが、その中でふるさと納税専門サイトの件が出てまいりましたので、私もインターネットで検索をしてみますと、ランキングでチョイスの1位は、広島県神石高原町の「殺処分ゼロへ、保護犬舎を3倍の600頭規模に」というプロジェクトでした。

災害救助犬の夢之丞のことは御存じでしょうか。テレビのニュースでも取り上げられたので、知っている方は多いと思います。かいつまんで説明をしますと、殺処分を待つばかりとなっていた1匹の子犬を引き取り、動物愛護団体が人命救助犬に育て上げました。そして初仕事は、2014年8月広島土砂災害現場行方不明者の救出であります。殺処分を目前にして震えていた子犬が颯爽と行方不明者の捜索をする姿は、人々に感銘を与えました。その動物愛護団体の取り組みに対するふるさと納税であります。改めて納得をいたしました。人々は意味のあるお金を寄附したいと考えているのであります。垂井町がどういう意識で何をしたいのかを伝える工夫が必要であります。

そこで、我が町のふるさと納税、地域から選ぶ、岐阜県垂井町とクリックして進み見てみま

した。垂井町にふるさと納税した場合の選べる使い道には記載がありましたが、文字だけの記載でビジュアルににくいように思います。せめて写真をつけるなど工夫が必要ではないでしょうか。また、特産品のところはやはり未記載でした。そして「この自治体はふるさとチョイスからは申し込みすることはできません。お手数ですが、自治体のホームページからお申し込みください」という注意書きがありました。

私はこれを見て非常にもったいないなと感じました。ワンストップサービスのこの時代に、せっかく垂井町を探して検索してくれた人が、もう一度垂井町のホームページに入らなければならないのであります。さらに垂井町のホームページに入り、ふるさと納税をクリックすると、「ふるさと納税制度の仕組み」「ふるさと納税の方法」「ふるさと納税の活用方法」があり、「お礼について」は、ふるさと納税として寄附していただいた方に、垂井町観光土産や垂井ブランド認証品の中から、金額に応じたお礼の品をお贈りしていますと書いてあるのみです。

そこで垂井ブランド認証品が何かを知りたい場合は、一度ホームに戻り、垂井ブランドをクリックし、さらに認証品一覧を見ることによって垂井町観光土産や垂井ブランドを知ることができるのであります。ふるさと納税が謝礼ありきになり、謝礼品合戦になることを懸念する声があることも事実ですが、心ある人がふるさと納税しようと思うときに、わかりやすいサイトであることは、行政サービスの一つではないでしょうか。

垂井町には自慢できる垂井ブランドを含む特産品や観光土産がたくさんあるのですから、ふるさと納税専門サイトなどに一つでも多くの品を載せ、最初はふるさと納税のお礼であっても、そのよさを全国的に知ってもらえるチャンスであります。ふるさと納税のお礼の品をわかりやすく記載することは大変意味のあることですが、その点はどうでしょうか。さらにふるさと納税は、地方創生の目玉としてまだまだ垂井町には取り組むべきところがあると思いますが、その点についてもお尋ねをいたします。

次に2点目ですが、朝倉温泉についてお尋ねをいたします。

朝倉温泉については、その利用方法について幾度となく議会において質問されてきた経緯があります。平成26年の3月議会では、井戸の調査とその壊れたポンプの購入費用に対する質問があり、井戸の内部の状態を十分に調査し、ポンプは状況により修理または購入し、温泉を潰すのではなく有効活用を図りたいとのことでありました。その中の1つが民間利用も入るとのことですが、その後の経過をお尋ねします。

また、平成27年3月議会では、温泉スタンドだけではなく、温泉についてもっと前に進めたらどうかとの質問がありました。これについては、町みずからが経営主体となって温泉施設をつくることは、予想される費用対効果を考えると、今直ちに取り組むべき事業とは言えないのではないかと答弁されました。

本年10月より町の新巡回バスの運行が開始されたことは記憶に新しいところですが、その開設に合わせ、垂井町一池田温泉館のシャトルバス、池田温泉福祉バスの運行が開始されました。池田温泉へ行く交通手段がふえ、垂井町の町民にとってもより身近な温泉として盛況を博して

いるところであります。この状況を踏まえ、今後朝倉温泉をどのようにしていくべきなのかを考える必要があります。

1億数千万円の一般財源を投入した温泉ではありますが、現在は温泉スタンドとして機能しているわけです。しかし、安全面からの井戸の調査や機械類の消耗は必ずついて回るわけです。そのランニングコストや町民の要望などを鑑みながら、現状維持なのか、さらに進めて温泉施設をつくるのか、または廃止するのかを適切に考えていく必要があると思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

最後に、平成26年3月議会の答弁に水みち等の問題もあるとのことでありましたが、井戸の水みちはもともと水が流れやすいところに掘られたかどうかだけではなく、井戸をくみ上げることによって水みちが形成されるとのことですので、地下環境の保全の観点からも、一番適切な方法を考えていく必要があると思いますので、あわせてお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、江上議員の1つ目の御質問、地方創生の目玉、ふるさと納税について答弁をさせていただきます。

ふるさと納税の本来の目的は、地方で生まれ育ち、都会で納税している方たちがふるさとに貢献したい、ふるさとの取り組みを応援したいということから創設されており、垂井町では、ふるさと納税の使途といたしまして、安心して子供を産み育てるための事業、高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らせるための事業、地域活動が活発に行われるための事業、企業が進出しやすくなるような環境整備事業、また安全で快適に暮らせるための住環境整備事業、また自然環境の保全、歴史や自然を有効に活用した事業、その他まちづくりに資する事業の7つの事業から希望する事業を選択し、寄附をいただいているところでございます。

現在垂井町では、ふるさと納税の返礼品につきましては、礼状を送付するとともに、蜂蜜、菓子など垂井ブランドの中から寄附金額に応じた特産品を贈呈しております。なお、返礼品につきましては、町で選択をし、贈呈していますので、寄附者が返礼品を選択できる方法はとられていないことから、インターネットサイトから申し込みができないのが現状になっております。

今後、町のホームページの掲載内容の見直しを行い、ふるさと納税の手続、返礼品である垂井ブランドや観光土産品など、寄附希望者にわかりやすく表示するとともに、返礼品につきましても、垂井ブランドなどに固執せず、町の特産品など幅広く選択できるように検討し、あわせて納付方法の改善を図りながら、より多くの方に垂井町の魅力が発信できるふるさと納税のPRの強化や寄附の増額に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 江上議員からの質問で、朝倉温泉の今後について問うというお尋ねがありましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

民間利用の件のその後の経過ということと、朝倉温泉の今後について、水みち等の問題についてというこの3点であったと思います。

まず最初に、朝倉温泉の今後についてというところから答弁をさせていただきます。

朝倉温泉の現段階での考え方につきましては、今まで何回も御質問いただいておりますけれども、町みずからが経営主体となって施設をつくり、あるいは既存施設を活用し、温泉を利用するということは、予想される費用対効果を考えると、優先すべきほかの事業が蓄積する中で、今すぐ取り組むことは非常に困難であるというふうに考えております。利用しながら維持していくという方向性は今も変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

したがいまして、平成26年3月の議会におきましては、町みずからが施設をつくるのではなく、温泉水を民間が活用されるのであれば、それも一つの方法と答弁したところでございますが、現在、民間から朝倉温泉を利用したいという正式な申し込みはございません。

水みちに関しましても、議員の御質問の中で述べられているとおり、廃止をするよりは、現段階での活用方法が最も適していると考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

2点目の朝倉温泉の件についてお尋ねをいたします。

26年3月議会で、当時ポンプが故障しまして、たしか金額で700万円ちょっとの修理代がかかったという記憶があるんですけども、そのときに、いわゆる民間が利用される可能性があるというような理由で修理をされたというふうな経緯があるような記憶があります。

それで、正式な問い合わせがないというふうに、今、課長のほうから御答弁をいただいたわけですけども、これはこちらのほうからそういった働きかけはされたのでしょうか。その点を1つお聞きして再質問としたいと思います。よろしく願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

温泉についてであります。ポンプをかえるときに、要するに民間からのそういう情報もあるという話はしましたけれども、そのためにかえるという説明ではなかったというふうに思います。トータルで要するに今言いました水みち確保、あるいは温泉スタンドを維持していくために必要という観点の中から、現状の維持をするために必要という判断でポンプを交換したと

いうこととございます。

なお、一般施設について、そのときにそういった話もあったわけでありましてけれども、それらについて、こちらからいろんな業者に対して、垂井の温泉を使って施設をつくったらどうですかという働きかけは、現在のところはしておるところではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告順に従い、次の2点について質問します。

1つ目は、イベントのあり方について、2つ目は、タウンバスの運行状況、利用状況についてであります。

まず1点目ですが、ふれあい垂井ピア2015について。

ことは両日ともに天候に恵まれ、盛会のうちに無事閉会しました。推進協議会長の町長は、次年度に向け、決意を新たにされたのではないのでしょうか。

そこで、垂井ピアの事業概要趣旨を見ると、毎年町内を初め町外から多くの方が訪れ、人と人との触れ合いを楽しみ、交流を深めるとともに、町の魅力の再発見につながる町のイベント、ふれあい垂井ピアも今回で26回を迎え、町の活性化につながっている。今回は垂井町にゆかりのある関ヶ原合戦にスポットを当て、住民との協働によりふれあい垂井ピア2015を開催するとあり、これまで幾多の改善、工夫を凝らし催されてきましたが、一方では、マンネリ化したとの声も聞くところであります。今や地方では、高齢化と人口減少から地域の活力が失われようとしており、どこの自治体も将来に不安を抱いており、当町も同様ではありませんか。

そこでお尋ねします。

このイベントをもって人と人との交流や、あるいは町外から人を迎えるとありますが、町長は、来年も同様なふれあい垂井ピアを行う考えがあるかについてお尋ねします。

次に、冒頭の時代背景を視野に補助金1,200万円をかけたふれあい垂井ピアをこの際改変して、現行の各種イベント行事に磨きをかけ、そこに人を呼び込むような施策にすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

具体的な事柄として、垂井町のホームページに年間行事予定表が多く掲載されていますが、例えば町一周駅伝を観光資源行事として、町外から人を呼び込むジョギング大会へと衣がえしではどうか。また、観光協会が毎年相川水辺公園一帯での桜まつりにあわせたこいのぼりの遊泳は、マスコミにも大きく取り上げられて多くの人が集まり活気づいています。

そこでさらなる提案として、例えば池田町大津谷公園には、利用しやすい屋根つきステージやB級グルメ販売所、バーベキュー広場等が設けられ、春の桜、夏の水辺、秋の紅葉シーズンには大勢の家族連れや若者でにぎわっており、ステージではフォークソングやロックバンド、ニューミュージック、カラオケ、ダンス等、盛りたくさんな利用と参加があります。当町も1年を通じて相川河川敷が活気づくような相川朝市や相川屋台村、屋根つきのウッドステージ等の構想を町民とともに行政が協働し、町民みずからが主体的に運営して活気ある観光資源とすることが肝要と考えます。

いずれにしても、マンネリ傾向なイベントへの支援から脱却し、本当の意味での町の個性となり得るイベントへの支援、つまりこれまで培ってきた歴史ある現行イベント資源に、より磨きをかけていくことこそが大変重要ではないでしょうか。それがひいては誇りと愛着の持てる町の醸成につながっていくことでもあり、この点について町長の所見を伺います。

次に、大きな2点目ですが、タウンバスが10月からスタートして2カ月が過ぎました。よくなった、悪くなったと利用者からそれぞれの思いを耳にいたします。

私も先月末乗車しました。天気の良い火曜日でした。栗原・表佐・東線のすこやか号の乗り場、綾戸バローから10時34分に乗り、垂井駅南口10時55分着、そこから垂井駅の連絡路を通り垂井駅北口へ行き、垂井駅西口タウンバス乗降場から11時10分発の府中・東線ふれあい号に乗り、北部を一周して垂井西口11時55分着、そこからもう一度垂井駅連絡路を南口へ渡り、12時10分発、栗原・表佐・東線すこやか号で12時34分バローまで戻り、約2時間乗車しました。この料金は合計300円でした。

さて、この2時間で9人の利用者がありました。車内では運転手さんも含め、皆さんにいろいろな御意見をお聞きしました。1時間に1回になって利用しやすくなったとか、出発時間がいつも同じだから覚えやすい。病院や商業施設に乗り入れができてよくなったと言われる一方、バス停が遠くなった。反対回りがなくなったので、以前より帰る時間が長くなった。回数券を車内で販売してほしいなど、不満や要望の声がありました。こうした不満や要望をスピーディーに直していくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、先般、東地区まちづくり協議会においてタウンバス懇談会が開かれました。そこには企画調整課長、担当者2名が参加されました。そこでの意見を要約しますと、利用する人の意見を聞くために簡単なアンケートを車内で行ったらどうか。町内を例えば停留所の間隔を2キロに1カ所といったような最低の公平な距離は決められないものか。3時間に1回ぐらいは従来のような逆回りにできないものか。

特に簡単にできそうでできないことが、回数券100円券11枚つづり1,000円の車内販売です。現在は回数券を買うのには、タウンバスに乗って役場まで買いに行けば往復200円かかります。つまり100円も余分にかかります。バス乗車については定期券はあるものの、わずかな利用というわけもあり、100円券で終日利用できるような方策を勘案されたい。また、民間のバス会社では回数券は車内販売していますが、例えば運転士に車内販売の現金取扱者としての規約を

定め、車内販売ができるようにされたいが、この点についてもお尋ねします。

次に、平均乗車人数をルートごとに詳しくお願いします。また、この人数は当初予想に対してどうであるかも伺います。さらに乗り方や便利さがわからない町民の方が多いようです。乗車率を上げる努力目標を掲げ、創意工夫することが大切です。社会福祉協議会や老人会、まちづくり協議会等を通じて積極的にタウンバスの利用を呼びかける。乗り方講習会や体験教室を行うなどをしてはどうかと考えますが、この点について伺います。

ところで先ほど同僚議員から話もありましたが、垂井駅にタウンバス出発式の10月1日と同時に池田温泉行きのバスが乗り入れられるようになりました。いつも多くのお客さんが乗られて池田温泉へ行かれていますと聞いております。

そこで、南宮大社や朝倉真禅院、竹中半兵衛陣屋跡等の観光スポットへ回送するタウンバスの利用を町内外の観光客に周知するような観光案内をホームページ等で宣伝してはどうかと考えますが、町長の所見をお尋ねします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 広瀬議員のほうから、これからのイベントのあり方についてということで2点ほどお尋ねがありました。

1つ目につきましては、来年度もふれあい垂井ピアを実施するのかといったこと、もう1つは、ふれあい垂井ピアはこの際やめて、現行の各種イベントに磨きをかけ、そこへ人を呼び込む施策にしてはどうかということで、私のほうからは相川水辺公園のこいのぼりのことについてお尋ねがありましたので、そこらを中心に御答弁をさせていただきます。

ふれあい垂井ピアは平成元年にスタートし、ことしで26回目を迎えた町で一番大きなイベントであると思っております。毎年5万人前後の来場者があり、町民のみならず町外からも多くの来場があり、メインテーマである交流とふれあいに期するイベントとして町内外に定着しております。

イベントには大きく分けると2種類あると思っております。1つは、特定のテーマに特化した観光的なイベント、例えば関ヶ原合戦祭りだとか信長まつりなどがそれに当たります。もう1つは、ふれあい垂井ピアのように町民等を中心にさまざまな機会を捉えて参加を促すイベントでございます。

ふれあい垂井ピアは、毎年同じようなことをやっている定番化したイベントであり、ステージに立つことを楽しみにしている出演者や、それを見に来る観客、毎年同じ店舗で販売しているものを楽しみにしている来場者など、マンネリ化、言葉をかえますと定番化でございますけれども、これが必ずしも悪いわけではないと考えております。

議員の御質問にもあったとおり、これまで幾多の改善や工夫を凝らして実施してきているところでございますが、ここ最近では、竹中半兵衛や関ヶ原合戦などのサブテーマを設けて、その趣旨に基づいて内容を企画し、開催しているところでもございます。

マンネリ化ということは、ふれあい垂井ピアの実施主体であるふれあい垂井ピア推進協議会でも意見が出ているところではございますけれども、今後は定番化した中にも新鮮さというバランスをとりながら、交流と触れ合いを基本としつつ、町の魅力発信の場として実施していきたいと、このように考えております。

続きまして、観光協会のほうでお世話になっている相川のこいのぼり一斉遊泳は、垂井町の春の風物詩であり、議員のお尋ねの中でも述べておられるとおり、多くの観光客に来訪されています。その時期、河川敷ではバーベキューを行ったり、水辺公園で子供たちがこいのぼりの下で遊んだり、それぞれの目的に応じて楽しんでもらっています。3月下旬から5月初旬までという期間ではございますけれども、議員が言われるとおり、確かに朝市や屋台村といったおもてなしの仕組みが不足しているようにも感じております。

今後、商工会や観光協会と連携を図りながら、そういった仕組みづくりも検討しながら、さらににぎわいのあるこいのぼり一斉遊泳としたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、広瀬議員の2つ目の御質問、タウンバスの運行状況及び利用状況について答弁をさせていただきます。

本年10月から運行しております町の巡回バスは、平成7年に民間バス事業所が撤退され、町内に公共の交通手段がなくなったため、高齢者等の公共施設間の移動を円滑に行うことを目的に巡回バスすこやか号の運行を開始しました。

その後、住民から買い物や通院、駅への移動など、さらなる利便性を求められる中で、平成25年より住民の意見を調査しながら、地域公共交通会議の承認を得て、本年10月より4路線で新たな巡回バスの運行を始めたところでございます。

現在、運行を開始いたしまして2カ月が経過いたしました。利用者も増大し、大きな事故もなく運行を行っているところでございます。また、利用者の声を運行に反映させるため、今月でございますが、1日、2日の2日間にわたりまして担当職員がバスに乗り込み、アンケート調査を行ったところでございますが、現在その結果は集計中でありまして、利用者の声といたしまして、停留所の位置の変更や増設、逆方向の運行についてなど、要望・御意見をいただいているところではございますが、停留所の位置などは利用者の安全確保が最優先とし、警察の許可を経て決定している旨、御説明をし、理解をいただいているところでございますが、1点目の御質問、終日利用できる100円券の発行につきましては、しばらくは現行運行の片道100円の利用の負担としてまいりたいと考えております。

また、回数券の車内販売につきましては、バスの運賃は公金に当たりますので、垂井町会計職員に関する規則の規定によりまして、会計管理者の委任を受けた出納員である各課の課長が

収入する必要がありますので、委託していますバス会社の運転手は現金を取り扱えないことから、回数券の車内販売は行っておりません。しかしながら、販売場所が役場のみであることから、不便を感じておられる利用者も見受けられるということから、販売場所につきましては、今後他の施設等も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ルートごとの乗車人数及び当初予想していました人数につきましてでございますが、10月、11月の巡回バスの利用者は1日平均116人で、平成26年旧のすこやか号でございますけれども、1日平均の乗車の人数は77人ということで、約1.5倍に増加しておるところでございます。また、路線ごとの利用者の内訳でございます。垂井・岩手線でいきますと19人、これは1日当たりでございますが、府中・東線が28人、垂井・宮代・表佐線が47人、栗原・表佐・東線22人、これが1日当たりの利用をいただいております。

垂井町地域公共交通計画での利用者数の推計では、平成27年から平成29年の3年の計画期間の中で、平成25年度の年間乗降者数1万9,822人を、平成29年には2割増の2万3,800人として目標を設定しておりますので、現在のペースで御利用いただきますと、年間で約2万8,000人程度となり、予想以上の方に御利用いただいている状況と言えます。

次に、タウンバスの利用促進の御質問でございますが、広報「たるい」、町のホームページ、リーフレット等を通じて住民周知を行ってまいりましたが、議員御提案のとおり、より多くの方に御利用いただき、利便性を実感していただけるよう、老人会とか社会福祉協議会など、各団体からの要請を受けて出前講座を行っていくのも重要だと考えております。

次に、観光に利用してはどうかという御質問でございます。

現在、禅幢寺とか五明稲荷、一里塚、南宮大社などには利用が見込めますので、既に停留所は設けてございます。町内の豊富な史跡をPRする上でも、町観光協会と連携を図りながら周知方法について検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、新たな巡回バスの運行につきましては、高齢者の移動手段の確保を第一の目的とすることから、町民の皆様にご承知いただき、また定着させるため、しばらくの間は現行どおりとさせていただきますが、利用者の御意見を引き続き聞きながら、運行の見直しにつきましては、町の公共交通会議に諮り、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

先ほど垂井町一周駅伝について、ジョギング大会にしたらどうかというような話をしたわけなんです。垂井町一周駅伝、半世紀も続けられていることに対して、垂井町体育協会初め、関係各位には敬意を表します。しかし、ことしで第50回を数える垂井町一周駅伝ですが、ことしの内容は今までとほとんど変わらないと聞いております。私も若いときには何回か走った記

憶がございます。

さて、せっかく伝統ある垂井町一周駅伝を町内外の人にも呼びかけてもっと規模の大きな催しにする考えはないか。このためには垂井町体育協会や垂井町陸上競技協会の力だけではなく、住民へのアンケートや幅広い意見を聞くなり、先進市町の実行状況を踏まえて進めることが肝要と私は考えます。垂井町一周駅伝を一協会や関係団体だけの参加行事にするのではなく、町民を含め、広域化したグローバルなものにしてはどうか。この点について、町長、お願いいたします。

それともう1つですが、相川河川敷周辺観光活用について再度伺います。

現在、御幸橋上流から不破中橋東まで相川河川敷が整備され、近い将来は、いつのことかわかりませんが、岩手橋からクリーンセンターあたりまで整備されれば、河川敷をもっと幅広く利用できるようになります。相川児童公園を含め、河川敷を生かした通年の観光利活用及び健康増進の場ともなると考えますが、この点について、町長の所見をお伺いします。

以上、終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点、具体的に御指摘がありました一周駅伝でございますが、これは御指摘のように実施主体が垂井町体育協会でございます、その協会の運営に町が支援をしておるといような状況でございますので、町が主体的にイベントを決めていくというような状況にはないということでございます。

したがって、そういった提案等はすることは十分可能でありますけれども、やはり実施主体は体協にあるということで、例えば揖斐川マラソンのような、本当に全国的なイベントになっているようなところがありますので、そういった体制をつくっていくには、体育協会よりもさらにもっと広い体制をつくっていかねばなりませんので、そこら辺は今後どうしていくかということは大きな課題であるというふうに思いますが、その体で言えば、先ほど議員の質問の中では、要するに垂井ピアを廃止して、そういったいろんな事業に磨きをかけたらかどうかということでございますが、まさに垂井ピアにも磨きをかけながら、そういったさまざまなイベントにも磨きをかけていく、さまざまな角度から光を当てていくということが大事であって、ここでスクラップ・アンド・ビルドはなかなか難しいのかなというふうに思います。そういった部分でしっかりといろんなものに対応していく。その中でやはり知恵を出すということが必要になってくると思いますので、このことにおいては、お金がかからない知恵の出し方というのがあると思いますので、ぜひまたいろいろと協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから河川敷の利用でございますけれども、現在、想定しておるのは国道の相川橋のところまで行くわけでありましたが、その先に地蔵橋のところまで一応行きたいというふうに考えて

おります。ただ、これは地蔵橋までの左岸側に道路がございませんので、道路をやはり先行してつくっていく必要がございます。その先に河川敷の整備というような形になるかと思えます。将来的には地蔵橋から岩手橋まで河川敷を全て一体的に周遊できるような形のものをつくっていきたい。ここにはやはり健康増進、あるいは緊急時の避難路といったようないろんな考え方ができると思えます。また、広い部分では、現在でもグラウンドゴルフをやられたりとか、さまざまな利用がありますので、そういった形の中で垂井町の方の一般的な憩いの場として進めていきたいと思えます。

ただ、やはりこれも財源が社会資本整備交付金を使っておりますので、ある部分限られて、一遍に進めていけないところがございますけれども、何とか最終の形まで持っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

○議長（丹羽豊次君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は3点です。

1点目は、選挙年齢の引き下げに伴う教育・周知と選挙パスポートについて、2点目は、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、3点目は、庁舎移転を学校教育のテーマとして扱うことに関してです。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず1点目の選挙年齢の引き下げに伴う教育・周知と選挙パスポートについてをお伺いいたします。

選挙年齢が20歳から18歳に引き下げることが決まり、来年予定されている参議院議員選挙から新たな有権者が選挙に参加することとなります。しかしながら、若者の投票率は低いと言われて、平成26年12月に行われた衆議院議員選挙の世代別投票率を見ると、最も投票率の高い60代の投票率が68.28%、これに対して20代の投票率は32.58%と倍以上の差が出ています。投票率には特徴があり、20代から世代が上がるごとに10%ずつ投票率が上がってきます。30代は42.09%、40代は49.98%、50代は60.07%となります。これは年齢を重ねるごとに社会的な課題や責任がふえ、それに伴って政治への関心が増してくるからと思われます。

投票率はこのように年を重ねれば上がっていくものですが、とはいえ60代の投票率も70%に届いていません。いかに若いうちから投票に行く習慣をつけるかが、投票率の向上において非常に重要だと言えます。

70年ぶりに選挙権が18歳に引き下げられた最初の選挙で投票率に改善が見られないと、今後若者を初めとした有権者に対して、投票率向上を呼びかけることが今以上に難しくなってしまうと。民意を政治に反映させる日本の民主主義は大きなターニングポイントを迎えていると言っても過言ではありません。ぜひともこの重要な局面で、新しい選挙人となる18歳から20代の若者の投票率を上げるような政策を行っていただきたいと思っています。

今回は新たな選挙人の投票率を向上させるための教育と周知に関してお伺いしたいと思いますが、その前に一つの事例を御紹介させていただきたいと思います。

これは選挙パスポートと呼ばれるリーフレットです。選挙パスポートは岐阜県関市で2013年に初めて製作され、毎年成人式で新成人に配付されています。中を見てみると、選挙の種類について投票方法や選挙に関連する法律などの紹介とともにスタンプを押す欄が設けられています。これは発案者である関市の職員が1人当たりの生涯の投票回数が国政選挙、地方選挙を合計するとおよそ100回程度あることに着目し、生涯投票率100%を目指した取り組みを行う必要性を感じ、自分がどれだけ選挙に行ったかを記録することを思いついたことから企画が始まりました。発想としては、さきに垂井町でも導入された読書通帳と非常に似ているものです。

関市の選挙管理委員会は、この選挙パスポートの作成など、若者の投票率向上の取り組みが評価され、2015年1月に開催された第16回マニフェスト大賞において、優秀シチズンシップ賞を受賞しています。また、2015年の1月には、山口県宇部市も導入され、新成人に配付されています。

1点目の質問として、現在お考えの新選挙人への教育・周知の方法と垂井町においても新たな選挙人に向けたリーフレットとして、選挙パスポートを導入することに関しての考えをお伺いできればと思っております。

2点目は、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が国によって施行され、各自治体においても地域版の総合戦略の策定が努力義務として課されました。これを受けて垂井町でも垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略が起草され、垂井町の持続可能性を高めるための政策が数多く立案されています。

いわゆる地方創生は、これまでどおりの国による全国一律の政策とは一線を画しており、やる気のある自治体に優先的に支援していくもので、自治体の努力が非常に問われてきます。努力義務とされている点が、国の意図を如実にあらわしております。やる気があり成果を残せる自治体にはさらなる支援が行われ、成果を上げられない自治体への支援は打ち切られていく。限られた財源の中で国は支援する自治体の取捨選択をしなければならない、そういった時代に突入しています。

人口減により自主財源比率がさらに下がることが見込まれる以上、我々は町民の皆様のために国や県が支援すべきだと考える自治体の一つとして、必ず垂井町の名前を入れていかなければなりません。そういった意味でこの政策を非常に重視しており、成果を出していきたいと思っております。そのためにもこの中で2点、お伺いしたいことがあります。項目としては雇用分野の就労の拡大、雇用促進についてということ項目です。

1点目は、若者Uターン者等を対象とした就職支援の目標についてです。

一くりに若者といっても属性はさまざまで、地元の学校を卒業して就労している人や、大学進学などで他地域に転出した人などが上げられます。仮に他地域の大学等に進学した方をU

ターンとして迎えることがUターン就労者の促進という意味であれば、何人がUターン就職をすることが目標なのか。また、垂井町としては、若者がどのような仕事を求めて転出をすると考え、どのようにすればUターン就職者が増加すると考えているか、お考えをお伺いしたいと思います。

また、2点目は、起業・創業への支援を行う目的は何かということです。

町内にも商工会があり、既に垂井町で地元のために事業を行っている企業が多数あります。まずは地元の商工業の育成やさらなる振興を行い、しかる後に新たな産業の育成や起業促進を行うべきと考えますが、起業支援を行う必要性や理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、起業支援を行う場合の具体的な支援の手法に関して、商工会を初めとする関係機関との連携と記載がなされていますが、商工会や行政に起業支援のノウハウやカリキュラム、出資や金融支援などの政策や起業支援のための制度構築を行うという意思がおりないのでしょうか。また、垂井町としてはどのような分野での起業を期待しているのか、この2点に関してお伺いをしたいと思います。

最後に、庁舎移転を学校教育のテーマとして扱うことに関してをお伺いしたいと思います。

庁舎移転というのは、町民の皆様にとっても非常に大きなテーマであるとともに、身近な社会的・政治的テーマと言えます。

政治というと、今この議場で行われているような議会を差すものと考えられがちですが、本来はもっと身近なことを含めた社会全体の物事を考えるのが政治と言えます。庁舎移転は重大な社会的・政治的なテーマではありますが、果たして全町的な議論が行われているのでしょうか。私にはそうは思えません。

せんだって行われた町民の皆様との懇談会でも、若者と言える世代の参加はありませんでした。ちなみにこの場合の若者というのは20代まででありますので、30歳の私は若手であっても若者でないと考えております。

これは若者側の意識にも問題があると思いますが、一方で行政側として、若者の政治に対する関心を高める教育にも改善の余地があると考えています。若者の政治への関心や投票率の低下は、政治は自分には関係のないものだ、どうせ自分の考えは政治に反映されないと考えているのが大きな要因です。この身近な問題である庁舎移転から若者を切り離して考えてしまって、どこで若者が政治を身近に感じることができるのでしょうか。

人は自分が興味を持ったことでしか行動を起こしません。私は、このテーマを垂井の子供たちにも考えてもらいたいと思っています。子供のうちから町の動きに興味を持つことで、世の中の動きに興味を持ってもらいたい。また、自分たちの声が行政に反映される、この体験を通して政治を身近に感じ、自分の考えは政治に反映されるんだという成功体験を子供たちに積んでもらいたいと思っています。その経験が、彼らが有権者になったときのまちづくりや政治への参画意識の向上に寄与するものと考えています。

彼らの意見を取り入れることで、子供だけでなく保護者の関心を高めることができ、町を挙

げた一体感のある庁舎移転にできるものと考えています。子供たちも大きくなると庁舎建設のためのコストを負担しなければなりません。自分たちの考えも取り入れられた庁舎であれば、納得感を持って負担ができるのではないのでしょうか。

また、子供たちが大きくなったときに、小さいころにアイデアを出した庁舎だと思える庁舎をつくるということは、シンボルとしても、住民の皆様が誇りを持てる庁舎となる上でも重要なことと考えます。庁舎に求める機能や庁舎の活用方法、またより親しまれる庁舎にするためには何が必要かといったアイデアを町内の小・中学校や高校生の社会や総合学習、土曜日授業などを出し合って検討してみるのはいかがでしょうかと思いますが、これについてどうお考えでしょうか。ぜひともお考えを伺いたいと思います。

以上3点、質問させていただきますので、何とぞ御回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 太田議員の大きく1点目の選挙年齢引き下げに伴います教育・周知と選挙パスポートの関連について、私どものほうからお答えをしたいと思います。

質問事項の内容につきましては、選挙年齢が18歳に引き下げられる中、どのように教育・周知を行っていくかと、そしてまた媒体として選挙パスポートの発行、配付をしてはどうかといったお尋ねでございます。

まず教育・周知の関連につきましては、去る9月の定例会の一般質問での答弁のとおり、垂井町の教育委員会、あるいは高校とも連携を図りながら今後とも引き続き進めたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、御案内のとおり、議員も申されましたとおり、来年の夏の参議院選挙から現役高校生の一部も投票に臨むことになるわけでございますが、主権者教育の一環といたしまして、近々でございますけれども、現在不破高等学校さんとも打ち合わせを行いまして、生徒を対象とした模擬投票を来年の1月の実施に向けて計画をいたしておるところでございます。

模擬投票の詳細につきましては、現在検討中ではございますけれども、実際の選挙に近い投票体験を体験することで、将来において積極的に投票行動を起こす礎になるようにと参加体験型の授業として実施したいと、そのように考えております。

そこで、お尋ねのあります選挙パスポートの発行についてでございますが、まだまだ先進の事例も少ない中、費用対効果など不明な部分も多いため、導入に当たりましては、各市の情報を十分に収集いたしまして慎重に判断したいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 太田議員の第1点目の選挙年齢の引き下げに伴う教育について

と、第3点目の庁舎移転を学校教育のテーマとして扱うことにつきましてお答えをさせていただきます。

選挙年齢が18歳に引き下げることに対しましては、近い将来、有権者となる生徒に対する主権者教育を充実させていきます。具体的には、中学校3年生の公民の学習において、自治とは何か、議会制民主主義を取り入れているのはなぜか、民主政治をよりよく運営していくためにどのようなことが必要かについて理解させたり、政治に参加することの意義について考えさせたりします。

特に選挙の意義につきましては、主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせます。このとき投票率の低下など、具体的な事例をもとに選挙の課題について考えるようにしております。

また、垂井町の問題を調べ、その問題の解決のためにどのようなまちづくりが行われているか調べたり、それに対する自分なりの意見を考えたりしています。このように政治の働きに関心を持ち、よりよい社会の実現に参画しようとする態度を育てることは、義務教育の出口の姿として目指すところであります。

議員から御質問のありました第3点目の庁舎移転を学校教育のテーマとして扱うことにつきましても、今述べましたように、公民の学習において地方自治の仕組みや意味を学習する中で、庁舎の果たす役割を自分の生活のかかわりの中で理解させるよう指導していきたいと思っております。よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、太田議員の2つ目の御質問、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略について答弁をさせていただきます。

まず本年10月に策定しました垂井町の総合戦略の策定の経緯でございますが、人口減少において東京への人口の一極集中を是正し、地方から若返りを図ることで人口減少の抑制を行い、2060年までに1億人程度の人口の確保を目指す。長期ビジョン及び本年から2019年の5カ年の策定目標並びに施策を目指した総合戦略を昨年12月に国が定めたものでございます。

当町におきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づきまして、国及び県の総合戦略を勘案して人口流出の抑制及び出生率の向上によりまして、2060年の垂井町の将来人口を2万1,000人を目指すため、本年から5カ年の政策目標とし、施策を示して、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。

1つ目の御質問、1. 雇用、施策3の就労の拡大・雇用促進に関して、若者、Uターン者等を対象にした就職支援の目標は何かについてでございます。

垂井町人口ビジョンでもお示しをしたように、当町の人口移動の特徴といたしまして、10代から30代の若者が進学、就職、結婚を機に転出することが多いことから、町外で就職、進学し

た若者を対象に情報発信や相談等をし、就職支援を行うことでUターンを促すとともに、垂井町内及び垂井町近郊の市町の製造業など、企業力の高さをアピールすることで、あわせてIターン者を促進し、定住人口の増加を図るものでございます。

また、Uターンの就職者数についての目標数値は特には定めておりませんが、平成25年の岐阜県人口動態統計調査によりますと、学業を事由として垂井町を転出された方は26人、また国の総合戦略の中では、2020年までの5年間で地方に若い世代の雇用を30万人創出するといった目標を掲げられておることから、一人でも多くの方がふるさと垂井へ戻ってきていただけるよう、施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若者がどのような仕事を求めて町外へ出ていくのか、どうすればUターン就職者が増加するかと考えているのかについてでございますけれども、平成25年の厚生労働白書によりますと、若者の働く目的が経済的豊かさよりも楽しい生活に重点が置かれ、経済的な側面よりも自分自身が楽しく生活できるかどうか重視されております。

また、会社の選択理由につきましては、会社の将来性よりも自分の能力、個性が生かせる、仕事のおもしろさを求めるとする若者の割合が急増しております。こうしたことから、自分自身を求めてくれる企業、楽しい生活を送れるため、また一度は親元を離れて暮らしてみたいという若者の願望から、町外へ転出することにつながっているのではないかと考えております。

なお、Uターン就職者の増加につきましては、先ほど答弁させていただいたように、企業情報の発信や相談等を行うとともに、生活の基盤であります住環境の整備など、総合的に取り組むことで増加につながっていくと考えております。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、太田議員からお尋ねがありました垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略について答弁をさせていただきます。

ただいま企画調整課長から答弁があったところでございますが、私ども産業課所管に係る部分について答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず若者、Uターン者等を対象とした就職支援というところでございますけれども、若者、Uターン者等を対象とした就職支援は、施策にもありますように進学や就職に伴う若年者の町外流出が顕著であるため、町内の定住人口増加に向けて若者などが自宅から通勤可能な本町周辺で就労しやすい環境を整備するために行うものでございます。

若年者の町外への流出は、就職のみならず、進学、結婚などさまざまな要因が考えられ、就職だけを考えるのであれば、大都市であればあるほど選択肢がふえるのが要因かもしれません。

しかし、若者にとっては大都市は魅力的であり刺激的であるかもしれませんが、人生全体を考えたときに、就職だけが人生の岐路ではなく、結婚や出産なども岐路になり得り、特に子育てを大都市で行うことは、待機児童の問題など課題が多く、決していいことばかりではないと

考えております。したがって、総合戦略においても子育てを重要な施策として位置づけているところでございます。

Uターンについては、首都圏や関西圏など大都市を初め全国的な取り組みとなり、就労先も町内はもとより、自宅から通勤可能な周辺市町でも十分効果が出てくるというふうに考えております。このため、このUターン施策につきましては、私ども垂井町みずから単独で動くのではなく、周辺市町を含めた広域的な取り組みが効果的であるということを考えております。

現在、垂井町も加入しております大垣労務推進協会において、来年度から首都圏など国内の大学等が開催する説明会や、学生向けの合同企業展へ参加する西美濃の企業に対して支援する制度が創設されようとしております。

したがって、今後はこの大垣労務推進協会と連携を図りつつ、周辺市町と協力しながら、この支援制度を西美濃の企業に積極的に情報提供していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、起業・創業への支援でございますけれども、この起業・創業への支援を行う目的は、施策にもありますように多様な人材が活躍できる就労、雇用環境づくりを目指すため、その1つとして、起業意欲のある人が垂井町で新たな企業を興し、町内に定住してもらえるように行うものでございます。

議員は分野について述べておられましたけれども、例えばITなど情報インフラが今現在整っておりますけれども、首都圏など大都会で起業しなくても、これら情報インフラを活用して起業が成り立つ業種もあり、垂井町もそのためには、例えば空き店舗だとか空き家を活用して行えば、魅力的な場所になり得ると考えております。

起業支援においては、商工会において、経営指導員を中心にそれぞれの分野の専門家を交えながら行っているのが現状でございます。また、起業をした後の支援も行っているところでございます。

この西美濃地域においても、創業支援事業計画を広域で認可を受けており、大垣商工会議所が中心となって、創業に関する実践的な研修を行う創業塾や女性を対象とした女性創業塾、中小企業診断士による専門家相談を行っており、町民の方にも利用者がいらっしゃるところでございます。

町としては、起業における期待する分野は先ほど申し上げたとおり、例えばITなど情報インフラを使った起業でございますけれども、そういう起業意欲がある人は、今後のまちづくりのリーダーにもなっていただくことが期待できると考えております。また、既存企業や同業企業へのよい刺激にもなり得るため、今後商工会などの関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

地元企業の支援につきましては、従来から積極的に取り組んでいるところでございますけれども、今回あえて総合戦略にも掲載させていただいております。敷地の拡張や設備投資の際の工場等設置奨励金や、これにあわせて雇用拡大を図る場合の雇用促進奨励金など、企業立地の

ための施策を設けているところをございますけれども、これら制度のさらなる充実を今後検討していきたいと考えております。

私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。御理解と御協力をよろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 御答弁いただきありがとうございます。

1点だけ再質問をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、Uターンです。目標の設定がないというところで、少しお伺いしたいと思っておりますけれども、目標を設定されない理由というのが何かあるかというところをお伺いしたいと思っております。

これは恐らくこのテーマだけでなく、例えば今御答弁いただいた内容の中でも、公民教育に関しても、その教育の結果として、それであれば投票率がきちんと向上するのかどうかというところも含めて、そもそも目標はなかなか総合戦略全般を拝見してみても個々に設定がされていないのを拝見しますし、5次総を含めても細部の目標設定というのがなかなかないところを拝見しております。恐らく一個一個の項目に対して目標設定して、達成できなかったものに関しては新たな施策を考えていくというトライ・アンド・エラーをぜひやっていくべきだと思っておりますが、大きなテーマに対しては、当然皆さん目標を設定されておりますが、個々の一つ一つの政策に対して、例えば今後U I ターン促進のために媒体を掲載しますと、例えばそれに数十万費用がかかりますと。では、その媒体で何人集まったかというような効果測定をやっていかないと、じゃあ何がだめだったんだというところが、最終的にU I ターンが5名でしたというときに、原因がなかなか分析できないと思います。

そういった意味で、今はU I ターンを例に挙げましたけれども、目標を設定してみたいかと思っております。決してそれができなかったから責任をとれとか、そういうところで言及をしたわけではなく、その失敗の原因をぜひ明らかにするためにも設定してみたいかというところの質問です。よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 太田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

Uターン者の目標を設定していないのはなぜかということでございますが、Uターンを考えた場合に、その年代幅が非常に広がります。単に学生だけではなくて、10年前に離れた人も含める、要するに何年前までさかのぼるのかといったときに、母数をはっきりしないという現実があると思います。そういったことから、やはりしっかりとした数値が設定できないことが、一つにはあるのではないかなというふうに思います。

一方、総合戦略におきましては、Key Performance Indicatorと言いますが、K P Iの数字をある程度定めることができるものについては、それを定めて検証していくという形があります。いずれにしましても、P D C Aを回しながらしっかりと検証していくということは、

絶えずついて回ることでございますので、そういった中で数値を求めて検証できるものについてはしっかりと検証していくという体制でございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時16分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み

